兵庫県浄化槽法定検査に係る 判定所見の見直しについて

施 行 2016年(平成28年) 4月1日

一部改正 2016年(平成28年)12月9日

一部改正 2019年(平成31年) 4月1日

一部改正 2022年(令和4年) 4月1日

兵庫県環境部環境整備課

一般社団法人兵庫県水質保全センター



判定所見の見直しについて

1 判定所見見直しの経緯

兵庫県における浄化槽の法定検査は、平成7年6月20日付け衛浄第33号の厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄34号及び35号の同部環境整備課浄化槽対策室長通知に基づいて指定検査機関が法定検査結果を実際に判定する際に役立つように具体的な考え方を取りまとめた「浄化槽法定検査判定ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえて法定検査制度管理特別委員会に諮り、センターで策定した「兵庫県浄化槽法定検査に係る判定所見(平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正)(以下「判定所見」という。)」に基づき実施している。

この判定所見については、運用後おおむね3年間の検査結果等を勘案して見直しを図ることが付記されており、令和2年4月1日から改正浄化槽法が施行されたことを受け、法定検査制度管理特別委員会及びその内部に設置した判定所見の見直しに関する小委員会において外観検査とあわせて不適正となるBOD基準値等についてご審議いただき、見直しを行った。

2 主な改正内容等

I 水質検査項目

・外観検査とあわせて「不適正」となる BOD 基準値の変更

平成 28 年度から適用している BOD 基準値を設定した当初は、水質汚濁防止法の一律排水基準日間最大値及び日本環境整備教育センターによる「基本検査運用の手引き(案)」において、生活環境・公衆衛生に著しい支障を及ぼすレベルとして提示されている 160 mg/Lを目安とし、浄化槽ごとの処理目標水質の達成状況を過去の検査結果で確認したうえで、過度な規制強化とならないよう考慮して設定されたもので、ガイドラインや関係法令の改正等が行われた際に改めて検討することが付記されていた。

このたび、令和2年4月1日から改正浄化槽法が施行されたことを受け、外観検査とあわせて「不適正」となるBOD 基準値については、これまで単独処理浄化槽 160 mg/L、合併処理浄化槽 120 mg/L としていたものを、ガイドラインを参考に下表のとおり見直した。

<BOD 基準値>

種別	BOD 基準値
単独処理浄化槽(処理目標水質:90~120 mg/L)	120 mg/L
合併処理浄化槽(処理目標水質:20~60 mg/L)	$80~\mathrm{mg/L}$

Ⅱ 外観検査項目

外観検査項目の判定所見について、これまで運用した状況を踏まえ、所要の追加、削除、 文言の修正等を行った。主な内容は以下のとおり

- ・漏水の状況において不適正となる判定所見から「著しい」の表現を削除 漏水の状態が軽微であっても不適正となることから、「著しい」の文言を削除した。 また、その他にも不具合の程度によって総合判定に影響がない判定所見から「軽微」「著 しい」「少量」等の表現を削除した。
 - ・マンホール・点検口・マンホール蓋等の表現の統一
 - ・消毒装置の固定状況に「薬筒が設置されていません」(おおむね適正)を追加

Ⅲ 書類檢查項目

・保守点検、清掃の実施状況の確認方法等については現状のとおり

なお、書類検査における検査結果書の記載方法について、従前は記録の確認及び実施 の確認ができない場合は「**X**」で表記していたものを、「**確認できません**」に改める。

3 施行時期

改正内容については、令和4年4月1日より実施する法定検査において適用する。 なお、運用後おおむね3年間の検査結果等を勘案して、見直しを図ることとしている。

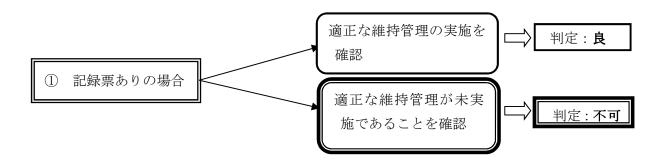
《参考資料》

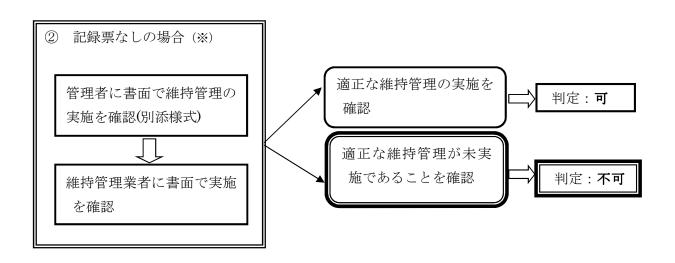
○書類検査の確認フローについて (現状のとおり)

法定検査実施時に記録票の確認が出来なかった場合は、2 週間の期限を設けて管理者に別 添様式により返信を依頼し、保守点検・清掃の実施を確認する。

<u>なお、後日管理者より記録票の提出があった場合は、「**記録票あり**」の場合と同様に扱う。</u> (※)

法定検査における書類検査の確認フロー図







外観検査項目

<u> 个觀梗宜垻日</u>							
外観検査項目	小項目	チェック項目	重要度	処理機能に 影響を及ぼ す場合不可	*性に影響	その他の 不可	透視B BODの に関連 い項
	# - 1 - 2 - 1 - 1	01. 水平の状況	Α	0			0
	槽の水平、浮上又は沈下、破損 又は変形等の状況	02. 浮上又は沈下の状況	Α	0			0
	人は変形寺の状 が	03. 破損又は変形の状況	A	0			0
	漏水の状況	04. 漏水の状況	Α			•	
	MR ALONDO	05. 溢流の状況	Α			•	
	N	06. 上部スラブの打設の有無	С		0		
	浄化槽上部の状況	07. 嵩上げの状況	A	0	0		0
		08. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況	A		•		_
	雨水、土砂等の槽内への流入状	09. 雨水の流入状況 10. 土砂の流入状況	A B			•	0
	況	11. その他の特殊な排水の流入状況	A				0
		12. スクリーン設備の固定状況	В	0		•	0
		13. ポンプ設備の固定状況	Ā	0			0
Ib		14. 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	A	0			0
設置状況		15. ぱっ気装置の固定状況	A	0			0
		16. 攪拌装置の固定状況	A, B	0			(O)
		17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	Α	0			0
	内部設備の固定状況	18. 循環装置の固定状況	Α	0			0
		19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	Α	0			0
		20. 膜モジュールの固定状況	Α	0		●取付	0
		21. 消毒設備の固定状況	Α	•			
		22. 越流せきの固定状況	Α	0			0
		23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	Α	0			0
		24. その他の内部設備の固定状況	A, B	0			0
		25. 設置場所の状況	С	0	0		
	設置に係るその他の状況	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	Α		●接続不良		O
	改画に係るでの他の状況	27. 送風機の設置状況	A, B			●不適合	0
		28. 増改築等の状況	Α	●用途変更			0
	ポンプ、送風機及び駆動装置の	29. ポンプの稼動状況	В	0			О
	ホンノ、医風機及び駆動表直の 稼動状況	30. 送風機の稼動状況	В	●停止			О
	13.20 0.00	31. 駆動装置の稼動状況	В	0			С
	ばっ気装置及び攪拌装置の稼動	32. ぱっ気装置の稼動状況	В	●停止			С
	状況	33. 攪拌装置の稼働状況	В	0			С
	污泥返送装置、污泥移送装置、	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼動状況	В	0			С
設備の稼働状況	循環装置、逆洗装置の稼動状況	35. 循環装置の稼動状況	В	0			
設備の核側状況		36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼動状況	В	0			С
	膜モジュールの稼動状況	37. 膜モジュールの稼動状況	В	0			С
	制御装置及び調整装置の稼動状		В	0			С
	況	39. 調整装置の稼動状況	В	0			С
	生物膜又は活性汚泥の状況	40. 生物膜の状況	В	0			С
		41. 活性汚泥の状況	В	0			0
	設備の稼動に係るその他の状況	42. その他の設備の稼動状況	В	0	0		
	管渠、升及び各単位装置間の水	43. 流入管渠(路)の水流の状況	В			0	
	流の状況	44. 放流管渠(路)の水流の状況	В			0	0
	ナポッケ、レー・モノー・ナンノー・フェポッケットンコ	45. 各単位装置間の水流の状況	В	0			0
	越流せきにおける越流状況	46. 越流せきにおける越流状況	B B	0			
		47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況 48. 流量調整槽の水位及び水流の状況					
		48. 流重調発槽の水位及の水流の状況 49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	B B	0	 		С
		49. 煉丸つ床僧の水位の状況 50. ばっ気槽の水位及び水流の状況	В	0	 		С
	各単位装置内の水位及び水流の	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	В	0	 		0
	状況	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	В	0	-		
		52. 生物つ週間、担体派期間の水位及び水流の状況 53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	В	0	 		
		54. 沈殿槽の水位及び水流の状況	В	0	 		
水の流れ方の状況		55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	В	0	 		
		56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	0	 		
		57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	0	1		
		58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	 	t	0	
		59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	0	t		С
	汚泥の堆積状況及びスカムの生	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	0			
	成状況	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В	1	1	0	Č
		62. 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	A		1	0	(
		63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В			0	
		64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	Ā			0	(
		65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	В			0	C
	水の流れ方に係るその他の状況	66. 汚泥の流出状況	Α			•	C
	世界が排む笠の次子は辺	67. 油脂類の流入状況	В	0			0
		68. 処理対象以外の排水の流入状況	В	●無届等			C
体用の供泡	特殊な排水等の流入状況		В	0			C
使用の状況	異物の流入状況	69. 異物の流入状況					0
使用の状況		69. 異物の流入状況 70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	A, B	0		<u> </u>	_
	異物の流入状況使用に係るその他の状況					0	
	異物の流入状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	A, B			0	
悪臭の発生状況	異物の流入状況 使用に係るその他の状況 悪臭の発生状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況 71. 悪臭の発生状況	A, B C				
使用の状況悪臭の発生状況	異物の流入状況使用に係るその他の状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況 71. 悪臭の発生状況 72. 悪臭防止装置の実施状況	A, B C C				
悪臭の発生状況	異物の流入状況 使用に係るその他の状況 悪臭の発生状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況 71. 悪臭の発生状況 72. 悪臭防止装置の実施状況 73. 消毒剤の有無	A, B C C A			0	
悪臭の発生状況 消毒の実施状況 蚊、ハエ等の発生状況	異物の流入状況 使用に係るその他の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況 71. 悪臭の発生状況 72. 悪臭防止装置の実施状況 73. 消毒剤の有無 74. 処理水と消毒剤の接触状況 75. 蚊、ハエ等の発生状況	A, B C C A A			• •	

R4.4.1

ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考				
	検査場所については、以下のとおり。									
	流入管路	流入管路 流入管路及び流入会所升、原水ポンプ槽が該当する。								
	- 次処理 単独浄化槽における沈殿分離室もしくは同様の構造のものが該当する。合併浄化槽における沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、夾雑物除去槽、固液分離(貯留) 槽等が該当する。									
	二次処理	- 次処理 散水ろ床槽、平面酸化槽、ばっ気槽、接触ばっ気槽、生物ろ過槽、担体流動槽、膜分離活性汚泥槽等、もしくはこれら処理方式を複数組み合わせたものが該当する。								
	三次処理	届出がされている場合。								
	放流管路	放流管路及び放流会所升、放流ポンプ槽が該当する。								
	全体	槽本体を指す。								
	凡例	BODの超過とあわせて「不可」となる項目の色		不達て	資正 検査結果書において、不適正の内容は下線付きのゴシック体で記載される。					
		水質検査の結果によらず「不可」となる項目の色			校直相未合において、小旭正の内台は「参刊さのコンジン体で記載	1C1100				

	<u> </u>	水質検査の結果によらず「不可」となる項目の色				
1.	設置状況					
	① 槽の7	水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況				
検	查項目名	1. 水平の状況	原則と	して、水	準目安線が設けられている単位装置でチェックする。 -	
		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	原水ポンプ槽に水平の狂いが認められます。				
	一次処理	水平の狂いが認められます。				
		流量調整槽に水平の狂いが認められます。		+>+>+>		
	二次処理	好気処理槽に水平の狂いが認められます。	可	おおむ ね適正	現状では処理機能に支障が出ていない。	
		沈殿槽に水平の狂いが認められます。				
Α	三次処理	水平の狂いが認められます。				
	全体	槽本体に水平の狂いが認められます。				水準目安線等により確認。
	一次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。				
		流量調整槽に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。				
	二次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不 可の場	不適正	水平の狂いにより、循環水(逆洗水)の移送が適正に行えず、処理機	
		沈殿槽に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。	合使用		能に支障が出ている。	
	三次処理	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。				
	全体	槽本体に水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えています。				
検	查項目名	2. 浮上又は沈下の状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	原水ポンプ槽に浮上又は沈下が認められます。	_			
	一次処理	流量調整槽に浮上又は沈下が認められます。				
		浮上又は沈下が認められます。			汚水の短絡やばっ気の不均衡が認められない場合や破損が認められない場合。現状では処理機能に支障が出ていない。	
	二次処理	浮上又は沈下が認められます。	可			
		沈殿槽に浮上又は沈下が認められます。				
	三次処理	浮上又は沈下が認められます。				
Α	全体	槽本体に浮上又は沈下が認められます。				水準目安線等により確認。
A	流入管路	原水ポンプ槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。			検査時に、管路の水の流れや接続に異常が認められ、処理機能に支 障が出ている。	小学日女禄寺により唯能。
	一次処理	流量調整槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	一次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不			
	二次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。	可の場合使用			
	一久是在	沈殿槽に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。	L LC/II			
	三次処理	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	全体	槽本体に浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えています。				
検	查項目名	3. 破損又は変形の状況	槽本体	部分の破	- 損又は変形の有無を確認する。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	原水ポンプ槽に破損、変形等が認められます。				
	一次処理	破損、変形等が認められます。				
	八尺生	流量調整槽に破損、変形等が認められます。				
	二次処理	破損、変形等が認められます。				
		沈殿槽に破損、変形等が認められます。				
	三次処理	破損、変形等が認められます。	可	おおむ ね適正	現状では処理機能に支障が出ていない。	
	消毒装置	消毒槽に破損、変形等が認められます。				
		槽の内壁等に破損、変形等が認められます。				
	1		1			
	A #±	槽内の仕切り板等に破損、変形等が認められます。				
Α	全体	槽内の仕切り板等に破損、変形等が認められます。 槽の一部に破損、変形等が認められます。				
Α	全体					
Α		槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。				
Α	全体	槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
Α		槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 減量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
Α		槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 減量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
Α	一次処理	槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。		不適正	槽本体に破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
Α	一次処理 二次処理 三次処理	槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 、成機能に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。		不適正	標本体に破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
Α	一次処理 二次処理 三次処理	槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	一の場	不適正	槽本体に破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
Α	一次処理 二次処理 三次処理	槽の一部に破損、変形等が認められます。 槽内に木の根の侵入が認められます。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 流量調整槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 沈殿槽に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 、成機能に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	一の場	不適正	槽本体に破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	

		判定所見一覧表				R4.4.1
ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
	② 漏水の	沙状况	1			
検:	查項目名	4. 漏水の状況	管渠及	び槽本体	から環境への漏水をチェックする。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	漏水が生じていることが疑われます。				
	放流管路	漏水が生じていることが疑われます。	可	おおむ ね適正		
	全体	漏水が生じていることが疑われます。				
	流入管路	湯水が配められます。				
		着本体と流入管路との接続部に漏水が認められます。	-		水位の低下を確認する。	検査時に確認が困難な場合も多く、保守点検業者からの情報も重要。
Α	放流管路	漏水が認められます。 権本体と放流管路との接続部に漏水が認められます。				5-1 II/IU 5-12-10
	流入管路	原水ポンプ槽に漏水が認められます。				
	一次処理	漏水が認められます。	不可	不適正		
	久是理	流量調整槽に漏水が認められます。			水張りを行い、後日標準水位線又は低水位の位置よりも水位が低いこ トを確認する	
	二次処理	温水が認められます。			が振りを行い、後口標準が世縁又は他が世の世世よりもが世が起いととを確認する。	保守点検業者からの情報も重要。
	— vira ho TIII	沈殿槽に漏水が認められます。				
	三次処理全体	漏水が認められます。 権本体に漏水が認められます。				
検:		5. 溢流の状況	管渠及	び槽本体	ト から環境への浴流をチェックする。	
		特に問題は認められません。	良	適正	- 5-19-50 1-12-19-E-7-7-7-00	
	流入管路	閉塞による溢流が認められます。			流入管路で升からの溢流が認められる。	
	一次処理	ろ村の閉塞による溢流が認められます。				
Α	二次処理	移流口の閉塞による溢流が認められます。			抽用。の冷冻が到めこれて	
	二次处理	ろ村の閉塞による溢流が認められます。	不可	不適正	槽外への溢流が認められる。	
	三次処理	ろ材の閉塞による溢流が認められます。				
	全体	槽本体より汚水の溢流が認められます。			放流先の詰まりや放流ポンプの故障等で溢流を生じていることが明ら かである。	
	(A) 28 /L-16	上部の状況	l		n. cm.	
			_			
快:	查項目名	6. 上部スラブの打設の有無		·		
С		特に問題は認められません。	良	適正	槽上部が車の通路や駐車場等荷重のかかる場所で槽本体に破損変	
	全体	スラブ打設が認められません。	不可		情工的が早の超路で駐車場等何里のかかる場所で情本体に吸損変 形の危険が有る。	
	查項目名	- Militain				
検:	且坝口石	7. 嵩上げの状況	小型合	併処理浄	化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持	寺管理作業性を重視した判断とする。
検:	且坝口石	7. 高上げの状況 特に問題は認められません。	小型合 良	適正	化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持	寺管理作業性を重視した判断とする。
検:			_	1	化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については雑!	等管理作業性を重視した判断とする。 維持管理の作業性で判断。
	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの満上げが認められます。 着本体からの満上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま	良	適正おおむ	嵩上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が	
	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。	良 可 BOD不 可の場 合使用	適正 おおむ ね適正 不適正	嵩上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が 出ている。	維持管理の作業性で判断。
Α	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの満上げが認められます。 着本体からの満上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま	良 可 BOD不可の場合使用 浄化槽	適正 おおむ お適正 不適正	嵩上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が	維持管理の作業性で判断。
Α	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。 槽本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。	良 可 BOD不可の場合使用 浄化槽	適正 おおむ お適正 不適正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が 出ている。 Z及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選	維持管理の作業性で判断。
Α	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの満上げが認められます。 槽本体からの満上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況	良 可 BOD不可の場 合使用 浄化標等	適正 おおむ お適正 不適正 上部、周について	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が 出ている。 Z及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選	維持管理の作業性で判断。
Α	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。 槽本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。	良 可 BOD不可の場 合使用 浄化標等	適正 おおむ お適正 不適正 上部、周について	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が 出ている。 Z及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の
Α	全体	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。 槽本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 規格外のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。	良 可 BOD不可の場 合使用 浄化標等	適正 おおむ お適正 不適正 上部、周について	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の番チェックする。	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業
Α	全体	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 規格外のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。	良 可 BOD不可の場 合使用 浄化標等	適正 おおむ お適正 不適正 上部、周について	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が 出ている。 Z及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックす
Α	全体全体	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。 権本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化槽の上部及び間辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正 おおむ おおむ お恋正 不適正 上部、周 について 適正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花垣に利用されているなど維持管理作業 性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能
A 検:	全体全体	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 規格外のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正 おおむ おおむ お恋正 不適正 上部、周 について 適正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックす
Α	全体全体	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 禮本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化檀の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に関定不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正 おおむ おおむ お恋正 不適正 上部、周 について 適正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 (性に支障をきたしているかの否か、給排水設備に機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックする。
A 検:	全体全体	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 禮本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化檀の上部及び間辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 上部のマンホール蓋が設置されており、雨水が流入するおそれがあります。 上部のマンホール蓋の中部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 情上部に草や樹木の繁茂が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正 おおむ おおむ お恋正 不適正 上部、周 について 適正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋 チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微 である。	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックす
A 検:	全体全体	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 禮本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 足部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の仲に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の仲に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 横上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正 おおむ おおむ お恋正 不適正 上部、周 について 適正	満上Ifが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 2及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選 チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 健に支障をきとしているかるか、給排水設備に機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックす る。 構造物が簡単に移動できるか確認。
A 検:	全体全体	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 禮本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に耐度不良が認められます。 上部のマンホール蓋に固定不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 権助に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽世部に草や樹木の繁茂が認められます。	良可 BOD不場用 沙有無 良	適正おむむ適正不適正と部、周について、適正おむむ正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋 チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微 である。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業 性に支障をきしているかるか、給排水陰に、機能 障害を与えていないかどうかについてもチェックす る。 「概定物が簡単に移動できるか確認。 「概定物が簡単に移動できるか確認。 「概定物が簡単に移動できるか確認。 「概定物が簡単に移動できるか確認。 「概定物が簡単に移動できるか確認。」 「概定物が簡単に移動できるか確認。」 「概定がら、マンホール蓋の破損等を防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄
A A	全体全体查項目名	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 檀本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に関定不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽と部に準定を樹木の繁茂が認められます。 直接口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 直接口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。	良可 BODの場所 海有無良	適正おむむ適正不適正と部、周について、適正おむむ正	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。	維持管理の作業性で判断。 の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 浄化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物干し又は花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 横造物が簡単に移動できるか確認。 癒着等によりマンホール蓋や点検口の蓋が開閉できないときもこの所見を使用する。 橋の上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとられているかもチェックする場合は、荷重対策がとられているかもチェックする。
A A	全体全体查項目名全体	特に問題は認められません。 檀本体からの嵩上げが認められます。 檀本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の中部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関閉不良が認められます。 檀上部に草や樹木の繁茂が認められます。 檀上部に草や樹木の繁茂が認められます。 檀上部に草や樹木の繁茂が認められます。 檀上部に精造物があり、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。	良 可 BODT 場用 根 良 可 不 可	適正 おおむ お	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の差テェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。水や土砂の流入についても注意する。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A A	全体全体查項目名全体	特に問題は認められません。 標本体からの嵩上げが認められます。 標本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関度不良が認められます。 権上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に構造物があり、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。	良 可 BODT場所 良 可 不可	適正 おおむな適正 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 全体 查項目名 全体	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 情上のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 精上部に草や樹木の繁茂が認められます。 精設置後の埋め戻しが不十分です。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 よ物のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支険が認められます。 「おいています」 「	良 可 BOD 持用 根 良 可 不可 洗 良	適正 おおむ正 上部、周でついて、適正 上部、周でついて、適正 なおおむ正 なっぱい で ない なっぱい で ない なっぱい で ない	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の番チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の着しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態、膨、水や土砂の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A A	全体 全体 查項目名 全体	特に問題は認められません。 標本体からの嵩上げが認められます。 標本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関度不良が認められます。 権上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に草や樹木の繁茂が認められます。 槽上部に構造物があり、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。	良 可 BODT場所 良 可 不可	適正 おおむ正 上部、周でついて、適正 上部、周でついて、適正 なおおむ正 なっぱい で ない なっぱい で ない なっぱい で ない	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の差テェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。水や土砂の流入についても注意する。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 全体 全体 全体 全体 全体 像 兩水、	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 情上のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 精上部に草や樹木の繁茂が認められます。 精設置後の埋め戻しが不十分です。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 よ物のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支険が認められます。 「おいています」 「	良 可 BOD 持用 根 良 可 不可 洗 良	適正 おおむ 正部 について おおむ 正 おおむ エ	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の番チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の着しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態、膨、水や土砂の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 全体 全体 全体 全体 全体 全体 全体 小雨名 流入管路	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に耐度不良が認められます。 規格外のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に随損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 一部のマンホール蓋の枠に固定不良が認められます。 精設置後の理め戻しが不分です。 浄化槽上部に韓途物があり、維持管理に著しい支障が認められます。 高検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。	良可 可	適正 おおむ正 上部、周で おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の差チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態。水や土砂の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 全体 全体 全体 全体 全体 全体 全体 小雨名 流入管路	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に限関不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に破損、変形等が認められます。 指記置後の理め戻しが不分です。 』検しがなく、維持管理に著しい支障が認められます。 は検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 は検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 は関ロがなく、維持管理に著しい支障が認められます。 は、対して、大変が認められます。 は、対して、大変が認められます。 は、大変が認められます。 は、大変を関いますが認められます。 は、大変を関いて、大変を対して、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を表して、大変を関いて、大変を関いて、大変を関いて、大変を表し、表して、大変を表して、大変を表し、大変を表して、大変を表し、大変を表して、大変を表し、表して、大変を表して、大変を表して、大変を表して、大変を表して、大変を表して、大変を表し、大変を表して、大変を表して、大変を表して、大変を表して、大変を表し、表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、大変を表し、表し、大変を表し、表し、大変を表し、表し、大変を表し、表し、大	良可 可	適正 おおむ正 上部、周で おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ正 おおむ	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 辺及びビット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の差チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態。水や土砂の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 全体 查項目名 全体 查項目名 亦 流 項目名 亦 流 資 百 名 二 章 百 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	特に問題は認められません。 樹本体からの嵩上げが認められます。 橋本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に限損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の枠に関定不良が認められます。 精上部に草や樹木の繁茂が認められます。 精診置後の理め戻しが不分です。 身化槽上部に構造物があり、維持管理に著しい支障が認められます。 点検口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール基等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 本教育のマンホール番等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 本教等の着内への流入状況 9. 雨水の流入状況 称に問題は認められません。 流入会所升、マンホール番等から雨水の流入が認められます。 雨水配管が接続され、著しい雨水の流入が認められます。 10. 土砂の流入状況	良 可 BODT 場用 相等	適正 おお道正 ・ 本道正 ・ 本道正 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選 チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の着しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 東次・北の武能、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 東京・北の武能、市の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目 升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。 雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検:	全体 小侧水 人名 音 流 流入目 名 路 路 香 項目名 流入管路	特に問題は認められません。 槽本体からの嵩上げが認められます。 建本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えていま す。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に関東不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の一部に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に固定不良が認められます。 情上部に草や樹木の繁茂が認められます。 情上部に草や樹木の繁茂が認められます。 情と部に草や樹木の繁茂が認められます。 神と部に草や樹木の繁茂が認められます。 神と部に準治動があり、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 はな口がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 ・ 上部のマンホール蓋等の破損、変形等により、維持管理に著しい支障が認められます。 ・ 上部のマンホール蓋等から雨水の流入が認められます。 南水の強入状況 特に問題は認められません。 流入会所升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められます。 雨水配管が接続され、著しい南水の流入が認められます。 10. 土砂の流入状況 特に問題は認められません。 流入会所升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められます。	良可 可	適正 おおむ正 ・	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の著しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 ホや土砂の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目 升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。 雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。 浄化槽の設置場所が周囲より低い又は雨水用蓋の使用などの土砂の流入が考えられるが処理機能への影響は軽微である。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。
A 検: A 検:	全体 小月 名 路 路 连項 一	特に問題は認められません。 標本体からの嵩上げが認められます。 標本体からの嵩上げにより維持管理に支障があり、処理機能に影響を与えています。 8. 浄化槽の上部及び周辺の利用又は構造の状況 特に問題は認められません。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋に破損、変形等が認められます。 上部のマンホール蓋の中に開閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に関閉不良が認められます。 上部のマンホール蓋の中に破損、変形等が認められます。 一部のマンホール蓋の枠に破損、変形等が認められます。 標上部に草や樹木の繁茂が認められます。 標上部に草や樹木の繁茂が認められます。 標上部に草や樹木の繁茂が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」がなく、維持管理に著しい支障が認められます。 「農性」に対して、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では	良 可 BODT 場用 相等	適正 おお道正 ・	満上げが30cmを超え管理作業に支障があり尚且つ処理機能に支障が出ている。 ②及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の選 チェックする。 マンホール蓋や枠等の破損、変形、固定不良等が認められるが、軽微である。 保守点検作業に大きな支障がある。 マンホール蓋等の着しい破損、変形等が認められ、上部を人や車両が通行することによりマンホール蓋が破損・落下することが容易に想定される状態、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 東次・北の武能、もしくはマンホール蓋がなく、人・物の落下が懸念される状態。 東京・北の武能、市の流入についても注意する。 の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目 升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。 雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	維持管理の作業性で判断。 「の欠落、破損、変形及び位置、標本体への過大な荷重の 「多化槽上部にプレハブ式の物置が置かれていたり、 物・モスは花壇に利用されているなど維持管理作業性に支障をきたしているか否か、給排水設備に機能障害を与えていないかどうかについてもチェックする。 「構造物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるか確認。 「種活物が簡単に移動できるが確認。 「種が上部を車両が通行する場合は、荷重対策がとらないときもこの所見を使用する。 をはいときもこの所見を使用する。 をはいといるがとチェックする(事故防止・安全対策の観点から、マンホール蓋の破損等を防止するため、鉄板を敷く等の対策が取られているかなど)。

検	查項目名	9. 雨水の流入状況	洗入旬	管渠の途中	中の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合、この項目	てチェックする。
		特に問題は認められません。	良	適正		
Α	流入管路	流入会所升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められます。	可	おおむ ね適正	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	
	流入管路	雨水配管が接続され、著しい雨水の流入が認められます。	不可	不適正	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	
検:	查項目名	10. 土砂の流入状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	流入管路	流入会所升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められます。	可	おおむね適正	浄化槽の設置場所が周囲より低い又は雨水用蓋の使用などの土砂の 流入が考えられるが処理機能への影響は軽微である。	
В	放流管路	放流会所升に土砂の流入が認められます。		16.地工	放流先から土砂の逆流が考えられるが軽微である。	
	流入管路	流入会所升、マンホール蓋等から著しい土砂の流入が認められます。	不可	不適正		
	放流管路	放流会所升に著しい土砂の流入が認められます。	41.14	小温正		
検:	查項目名	11. その他の特殊な排水の流入状況	流入旬	管渠の途中	って、屋外の給水栓の排水管、受水槽の水抜管(オーバーフロー管)などが接合	されていないことをチェックする。
		特に問題は認められません。	良	適正		
				MATE		
		地下水等の流入が認められます。		MIL		
Α	流入管路	地下水等の流入が認められます。 処理対象以外の排水の流入が認められます。	可		処理対象以外の水の混入が認められるが、処理への影響は軽微である。	
Α			ग	おおむ	処理対象以外の水の混入が認められるが、処理への影響は軽微である。	いては、次の①及び②を満たすか否かにより、特定 行政庁または都道府県知事が判断する。①事業場 からの排水の水質が、有書物質を含ん・①事業場 性状及び特性からして浄化槽で処理可能であるこ と。②浄化槽の放流水の水質が環境省関係浄化槽 法施行規則第1条の2及び建築基準法施行今第32条 の基準に適合すること(平成29年11月20日付環境者

		判定所見一覧表				R4.4.1
イ ラ シ	查場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
6	内部製	機の固定状況				
検査	頁目名	12. スクリーン設備の固定状況				
T		特に問題は認められません。	良	適正		
170	九管路	原水ポンプ槽の固定型スクリーン設備に固定不良が認められます。				
	-次処理	固定型スクリーン設備に固定不良が認められます。	可			
	久是在	自動スクリーン設備に固定不良が認められます。				荒目、微細目、5mmスクリーン。
3 3	九管路	原水ポンプ槽の固定型スクリーン設備に破損、変形等が認められます。				
Ľ		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気が停止しています。		おおむ ね適正		
		固定型スクリーン設備に破損、変形等が認められます。	不可			
-	-次処理	自動スクリーン設備に破損、変形等が認められます。				荒目、微細目、5mmスクリーン。
		スクリーン設備やし渣受けかごの欠落、または著しい固定不良が認められます。			し	
┸		ばっ気型スクリーンのばっ気が停止しています。	100	ED 446 1 7 1 7	T 10	77 71 12
食査	頁目名	13. ポンプ設備の固定状況	ポンプ	設備とは) 。	原水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用	吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブ
		特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプ槽のポンプに固定不良が認められます。				
	九管路	原水ポンプ槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。				
,	八日田	原水ポンプ槽のポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。				
		原水ポンプ槽のポンプ設備のフロートスイッチ用架台に破損、変形等が認められます。				
		流量調整槽のポンプに固定不良が認められます。				
	ste to TIII	流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。				
-	-次処理	流量調整槽のポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。	可可	おおむ		ポンプが2台以上設置されている浄化槽で、故障等
		流量調整槽のポンプ設備のフロートスイッチ用架台に破損、変形等が認められます。		ね週止		のため1台を取り外している場合など。
Γ.	三次処理	中間流量調整槽のポンプに固定不良が認められます。				
-		中間流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。				
		放流(排水)ポンプ設備のガイドレールに破損、変形等が認められます。				
١,	対流管路	放流(排水)ポンプ設備のフロートスイッチ用架台に破損、変形等が認められます。				
-	X//L E FO	放流ポンプ槽のポンプに固定不良が認められます。				
L		放流ポンプ槽の複数あるポンプの内、一部に破損等が認められます。				
	ste ho vill	流量調整槽のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
-	-次処理	流量調整槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	- vio hin IIII	中間流量調整槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不		ポンプ設備の破損や固定不良等が認められ、揚水能力が低下して処	
=	E次処理	中間流量調整槽のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。	- 可の場 合使用	不適正	理機能に支障が出ている。	
	対流管路	放流ポンプ槽のポンプに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
Л	以加官的	放流ポンプ権のポンプに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
食査」	頁目名	14. 接触材、ろ材、担体等の固定状況及び保持状況	生物反	応槽の	- チェック項目。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		ろ材押さえに固定不良が認められます。				ろ材押さえの破損又は変形。
-	-次処理	ろ材に固定不良が認められます。				好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分離槽(汚泥貯留部)対応。
		ろ材の一部浮上が認められます。				
L		ろ材の一部流出が認められます。				
		ろ材押さえに固定不良が認められます。	1			ろ材押さえの破損又は変形。
		ろ材に固定不良が認められます。	可	おおむ	 接触材、ろ材、担体等の固定不良等が認められるが軽微であり、処理	
-	二次処理	ろ材の一部浮上や担体流出が認められます。	PJ	ね適正	機能に支障が出ていない。(旋回流に大きな異常がない)	
		担体流出防止ネットに固定不良が認められます。	1			切体 6 等以支持数人 6 等 5 - 1 7 等 5
L		担体量の減少が認められます。	4			担体の流出ではなく、摩耗による減少。
٠		ろ材押さえに固定不良が認められます。	-			ろ材押さえの破損又は変形。
] =	E次処理	ろ材に固定不良が認められます。	1			
		ろ材の一部浮上や担体流出が認められます。 セケギリないと、田宮不貞が認められます。	1			
		担体流出防止ネットに固定不良が認められます。	1	İ	1	i

BOD不 可の場 合使用

ろ材や担体の流出等により、処理機能に支障が出ている(旋回流等に 明らかな異常、重度な破損)。

- 次処理 ろ村に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。 - ろ村に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。 散水ろ床のろ村に陥没が認められ、処理機能に影響を与えています。

好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分 離槽(汚泥貯留部)対応。

		<u> 判定所見一頁表</u>				K4.4.1
ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
検	查項目名	15. ぱっ気装置の固定状況		装置とは、 (まを含む)。	ばっ気するための装置。散気式、機械撹拌式、併用式に大別される。散気式に	・ は送気管と散気装置で構成される(関連する空気配管、オリ
		特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気装置に固定不良が認められます。				
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの散気管に一部破損が認められます。				
	流入配管	原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気装置に破損、変形等が認められます。	1			
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管の一部に空気漏れが認められます。				
		ばっ気装置に固定不良が認められます。				好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分
			-			離槽(汚泥貯留部),前置担体流動槽対応。
	一次処理	散気管に一部破損が認められます。	_ _ _ _ _ _ _			
		ばっ気装置に破損、変形等が認められます。 空気配管の一部に空気漏れが認められます。				
		ばっ気装置に固定不良が認められます。		おおむ		
		散気管に一部破損が認められます。	1	ね適正		
	二次処理	散気装置に破損、変形等が認められます。	1		破損、変形や空気漏れがあるが、槽内DOのばらつきや旋回流に異常	ト 散気バルブ2本のうち1本の破損、変形等。
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。	1		が無い。旋回流に与える影響は軽微である。	
A		空気逃がし配管に破損、変形等が認められます。	1			
		ばっ気装置に固定不良が認められます。	1			
		散気管に一部破損が認められます。	1			
	三次処理	散気装置に破損、変形等が認められます。	1			トリストリング 大阪
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。	1			. , , ,
	- to rm					┃ 好気ろ床槽、浮上ろ過、ばっ気汚泥貯留槽、沈殿分
	一次処理	ばっ気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	_			離槽(汚泥貯留部),前置担体流動槽対応。
		散気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	二次処理	空気配管の空気漏れや支持具、ばっ気装置等に破損、変形等が認められ、処理機能 に影響を与えています。	BOD不			
		散気装置に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。	可の場	不適正	破損や空気漏れがあり、槽内DOのばらつきが大きく、旋回流に著しい 異常があり、処理機能に支障が出ている。	機械攪拌ばっ気装置、インペラ式ばっ気装置。
		散気装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	合使用			
	三次処理	空気配管の空気漏れや支持具、ぱっ気装置等に破損、変形等が認められ、処理機能 に影響を与えています。				
		散気装置に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				散気装置 機械攪拌ばっ気装置 回転板接触酸化型。
検:	查項目名	16. 撹拌装置の固定状況	A:凝集	工程の急	速、緩速撹拌装置、脱窒槽等の撹拌装置の場合。 B:流量調整槽や汚泥濃	縮貯留槽等の撹拌装置の場合。
В		特に問題は認められません。	良	適正		
	— vie hn TIII	脱窒槽の撹拌装置に固定不良が認められます。				
	二次処理	脱窒槽の撹拌装置に破損、変形等が認められます。	可可			
٨		脱窒槽の撹拌装置に固定不良が認められます。			固定不良や破損、変形等が認められるが処理機能に支障が出ていな	
١	三次処理	凝集槽の撹拌装置に固定不良が認められます。				
	二次是理	脱窒槽の撹拌装置に破損、変形等が認められます。	11	おおむ	ı,°	
		凝集槽の撹拌装置に破損、変形等が認められます。		ね適正		
		流量調整槽の撹拌装置に固定不良が認められます。]			
В	一次処理	汚泥濃縮貯留槽の撹拌装置に固定不良が認められます。				
	71,2-1	流量調整槽の撹拌装置に破損、変形等が認められます。	不可			
		汚泥濃縮貯留槽の撹拌装置に破損、変形等が認められます。				
	二次処理	脱窒槽の撹拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
(三次処理	凝集槽の撹拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不 可の場 合使用	不適正	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
	_00.24	脱窒槽の撹拌装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
検	查項目名	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況			は汚泥移送装置にエアリフトポンプを用いてる場合、関連する空気配管を含む Fェックする。	。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、こ
		特に問題は認められません。	良	適正		
		汚泥返送(移送)装置に固定不良が認められます。			汚泥の返送(移送)には支障が認められない。	
	二次処理	汚泥返送(移送)装置に破損、変形等が認められます。			軽微である。	
		汚泥の返送(移送)先に不備が認められます。	可	おおむ		
		汚泥移送装置に固定不良が認められます。		ね適正	汚泥の返送(移送)には支障が認められない。	
	三次処理	汚泥移送装置に破損、変形等が認められます。			軽微である。	
		汚泥の移送先に不備が認められます。				
		汚泥返送(移送)装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。			破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	窒素除去以外。
	二次処理	汚泥返送(移送)装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		汚泥の返送(移送)先に不備が認められ、処理機能に影響を与えています。		不適正	返送移送先の誤り。 返送:沈殿槽→ばっ気槽。 移送:接触ばっ気槽→1次槽。	
			BOD不 可の場 合使用	不適正		
		汚泥移送装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。			破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている	
	三次処理	汚泥移送装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。 汚泥移送装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。			破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。 返送移送先の誤り。	

分水計量装置に固定不良が認められます。	判断基準 備考 は、この項目に準じてチェックする。 は認められず、処理機能に支障が出ていない。
特に問題は認められません。	
一次処理 循環装置に固定不良が認められます。 イ	は認められず、処理機能に支障が出ていない。
一次処理 循環装置に固定不良が認められます。 イ	t認められず、処理機能に支障が出ていない。
循環装置に破損、変形等が認められます。 循環装置に固定不良が認められます。 一次処理 循環装置に固定不良が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。 循環装置に固定不良が認められます。 通常装置に固定不良が認められます。 本おむ る適定 循環装置に固定不良が認められます。 ク水計量装置に破損、変形等が認められます。	に認められず、処理機能に支障が出ていない。
二次処理 循環装置に破損、変形等が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。 おおむ ね適正 循環装置に固定不良が認められます。 循環装置に破損、変形等が認められます。 A 分水計量装置に固定不良が認められます。	t認められず、処理機能に支障が出ていない。
分水計量装置に固定不良が認められます。 お適正 循環には支障 お適正 インス	は認められず、処理機能に支障が出ていない。
分水計量装置に固定不良が認められます。 循環装置に固定不良が認められます。 循環装置に破損、変形等が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。	t 認められず、処理機能に支障が出ていない。
三次処理 循環装置に破損、変形等が認められます。 分水計量装置に固定不良が認められます。	
A 分水計量装置に固定不良が認められます。	
万小司 里表回に固定 个及が必められます。	関連する空気配管、循環水移送管、分水計量装置
	のぐらつきもここで見る。
一次処理 循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	一次処理の処理装置内の循環(PCN等)窒素除去タ イプのみ。
循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	
「信環装置の取り付け位置又は方法に誤りが認められ、処理機能に影響を与えていま」 二次処理 す。	
タット	「認められ、処理機能に支障が出ている。
循環装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	
三次処理 分水計量装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	
検査項目名 19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	<u> </u>
特に問題は認められません。	
が生た要フト生みな要に田京で自が認めたれます。 逆洗装置又は	先浄装置の固定不良、破損、変形等が認められるが、 ************************************
一久20年	章が出ていない。 逆洗に支障は認められない。 逆洗パルブ2本のうち1本の破損、変形等。
ガル/生治/排票に田字ズ自が初められます 逆洗装置又は、	先浄装置の固定不良、破損、変形等が認められるが、
型	章が出ていない。逆洗に支障は認められない。 逆洗パルブ2本のうち1本の破損、変形等。
治卒共告▽□・済事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	先浄装置の破損、変形、固定不良等が認められ、処理
ー次処理 す。 BOD不 可の場	出ている。
三次処理 逆洗(洗浄)装置に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	先浄装置の破損、変形、固定不良等が認められ、処理 出ている。
検査項目名 20. 膜モジュールの固定状況 接触材、ろ材、担体等の固定及び	保持状況の項目に準じてチェックする。
特に問題は認められません。 良 適正	
A 二次処理 膜モジュールに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。 BOD不 可の場 不適正	
	破損や不適切な取り付け位置の確認。
接查項目名 21. 消毒装置の固定状況	
特に問題は認められません。	
薬筒に破損、変形等が認められます。	薬筒の底抜け。
薬筒支持具に破損、変形等が認められます。	支持具部分の破損。
集水といに破損、変形等が認められます。	集水とい部分の破損。
薬筒に固定不良が認められます。	
A 消毒装置 薬筒が設置されていません。 可 おおむ 消毒装置の固	定不良や破損、変形等が認められるが軽微である。 支持豊の国宝なご美のみれ
薬筒支持具に固定不良が認められます。	支持具の固定ネジ等の外れ。
集水といに固定不良が認められます。	集水といの固定ネジ等の外れ。
固定不良が認められます。	液体塩素装置に使用。
破損、変形等が認められます。	液体塩素装置に使用。
取り付けに不備が認められます。	. The life of the country of the cou
	い破損、変形等が認められる。
検査項目名 22. 越流せきの固定状況	T
特に問題は認められません。	
越流せきに破損、変形等が認められます。	
は流せきに水平の狂いが認められます。	残留塩素は検出される。
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。	シャンカンツのないが切めこれるが加田機能に支際 IDIE イン外れ寺。
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。 「可」 おおむ 越流せきの破け	員、変形や水平の狂いが認められるが処理機能に支障 固定ネジ外れ等。
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。 越流せきに破損、変形等が認められます。	R、
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。	ALL VIVIORE DE STORE DE LE CONTROL DE LE CON
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。	残留塩素は検出される。
越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。 は流せきに破損、変形等が認められます。 越流せきに破損、変形等が認められます。 越流せきに水平の狂いが認められます。 越流せきに水平の狂いが認められます。 越流せきの取り付け部分に密閉不良が認められます。 越流せきに固定不良が認められます。 本務理 議流せきに確復。変形等が認められ、処理権能に影響を与えています。 BDD不	A SULLIN TO THE REPORT OF THE PROPERTY OF THE

		判定所見一覧表				R4.4.1
ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
検	查項目名	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況		ı		
		特に問題は認められません。	良	適正		
		仕切板に破損、変形等が認められます。				
		移流管(口)又はバッフルに破損、変形等が認められます。				
	一次処理	一次処理装置と二次処理装置の間の隔壁に破損、変形等が認められます。			破損、変形等が認められるが処理機能に支障が出ていない。	
	7,72	流入管のバッフルに破損、変形等が認められます。				
		流入管に破損、変形等が認められます。		おおむ	単独槽に多い流入管(いわゆるT字管)に破損、変形等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
		仕切板に破損、変形等が認められます。	可	ね適正		1
	- at to TI	移流管(口)又はバッフルに破損、変形等が認められます。				
	二次処理	沈殿槽のスカムバッフルに破損、変形等が認められます。			Table	
		処理槽のスカムバッフルに破損、変形等が認められます。			破損、変形等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。 	
Α	三次処理	仕切板に破損、変形等が認められます。	1			隔壁:一次処理装置、二次処理装置、三次処理装置 の各装置間。
	-0.64	移流管(ロ)又はバッフルに破損、変形等が認められます。				仕切板:各装置内の仕切。
		仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	一次処理	移流管(口) 又はパッフルに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えていま				
	W. C. T.	す。 一次処理装置と二次処理装置の間の隔壁に破損、変形等が認められ、処理機能に				
		影響を与えています。	BOD不		Th4是 本でが生だのはこと。 MTTH機能に一十度にだけっていて	
	二次処理	仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。	可の場 合使用	不避止	破損、変形等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
		移流管(ロ)又はパッフルに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		仕切板に破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	三次処理	移流管(ロ)又はパッフルに破損、変形等が認められ、処理機能に影響を与えていま ナ				
検	查項目名	24. その他の内部設備の固定状況	本固定置、集	状況のな 水装置、計	・ かには、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■ 尼掻き寄せ機、回転板駆動装置.砂ろ過装置、活性炭吸着装 むチェックをする。
A.B		特に問題は認められません。	良	適正		
7 4,5	一次処理	流量調整槽の分水計量装置に固定不良が認められます。				
		平面酸化床に固定不良が認められます。				
		散水といに固定不良が認められます。	— — — —			
	二次処理	汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められます。				電画度A. 淬水調整構の公水計号特需 数水 以入
		回転板駆動装置に固定不良が認められます。				重要度A:流水調整槽の分水計量装置、散水とい、 平面酸化床、汚泥掻き寄せ気、回転板駆動装置、砂
Α		集水装置に固定不良が認められます。				ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、 警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベ
		砂ろ過装置に固定不良が認められます。				ルの場合。
	三次処理	活性炭吸着装置に固定不良が認められます。				
		汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められます。			 一部不良が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
	全体	制御盤の一部に破損、変形等が認められます。				
	一次処理	ドラフトチューブに固定不良が認められます。				以下重要度Bは、上記重要度A以外の装置類。
		りん除去装置に固定不良が認められます。		do do de		以下主文及DIG、工机主文及C以下VX巨权。
		消泡装置に固定不良が認められます。		おおむ ね適正		消泡装置の代替として、固形状の薬剤を吊るす等により対応している場合は指摘しない。
	二次処理	スカムスキマーに固定不良が認められます。				
		注水装置に固定不良が認められます。				
		散水機に固定不良が認められます。				
В	三次処理	スカムスキマーに固定不良が認められます。				
	一次処理	ドラフトチューブに破損等が認められます。				
		りん除去装置に破損等が認められます。				
		消泡装置に破損等が認められます。				
	二次処理	スカムスキマーに破損等が認められます。	不可		破損等が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
		注水装置に破損等が認められます。				
		散水機に破損等が認められます。				
<u></u>	三次処理	スカムスキマーに破損等が認められます。				
	一次処理	流量調整槽の分水計量装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	久处理	流量調整槽の分水計量装置に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		散水といに固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		平面酸化床に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	二次処理	回転板駆動装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
Α		散水といに破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。		不適正	固定不良や破損等が認められ、処理機能に支障が出ている。	
			合使用			
		平面酸化床に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		汚泥掻き寄せ機に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
		汚泥掻き寄せ機に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	三次処理	砂ろ通装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
	7.774	活性炭吸着装置に固定不良が認められ、処理機能に影響を与えています。				
L		汚泥掻き寄せ機に破損等が認められ、処理機能に影響を与えています。				
			_			

ガイドラ	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
イン	@ \$_ !	 - 係るその他の状況		TIAL		
捻			声すが	/声徴 め	すい又は通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがお	5. 11±±
快	且坝口石	25. 設置場所の状況			9 い又は通気性が恋い場所での故画により、処理機能へ影音を及は 9 ことがも	かります。 T
		特に問題は認められません。 槽上部又は周辺の構造物により、管理作業等への支障が認められます。	良	適正		
		電工部スは同意の構造物により、音楽下来等、ジスペールののれより。 送風機上部の空間の構造物等により、送風機および制御装置の操作に支障が認められ				、大国権の指令
		ます。				送風機の場合。
С	全体	雨水の停滞しやすい場所への設置が認められます。	可	おおむ ね適正		
		通気性が良くない場所への設置が認められます。				
		浄化槽のフェンスに破損・腐食が認められます。				すれらなればったで用るがには地間によ場場
		マンホール蓋、鉄製蓋等の施錠がされていません。				不特定多数が入れる場合(特に幼稚園や小学校)。
検	查項目名	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況				ļ
		特に問題は認められません。	良	適正		
		流入会所升に一部流入管の接続不良が認められます。				
		流入会所升に一部沈下が認められます。				
		流入会所升の設置位置に不備が認められます。				
		流入会所升の蓋に破損、変形等が認められます。				流入会所の蓋の破損、変形等等。
		流入会所升の枠に破損、変形等が認められます。				流入会所の枠の破損、変形等等。
		流入会所升にインバート升以外の升の設置が認められます。				トイレ、台所前の升は固形物の流入が多いため、堆 積物の有無もチェックする。
	流入管路	合流点にインバート升以外の升の設置が認められます。				浴槽水等固形物が少ないものはOK。
		流入管の露出が認められます。	1			
		二重トラップが認められます。				
		破損が認められます。				
		勾配不良が認められます。				
		流入管路の升の一部の欠落が認められます。				
		原水ポンプ槽のマンホール蓋に破損、変形が認められます。	_	おおむ	流入管渠又は放流管渠途中の升の一部に破損、変形等が認められる	
		原水ポンプ槽のマンホール蓋の枠に破損、変形が認められます。	可	ね適正	が、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	
		放流会所升の設置位置に不備が認められます。	4			
		放流会所升に沈下が認められます。 放流会所升に一部放流管接続不良が認められます。				
Α		放流会所升の蓋に破損、変形等が認められます。				放流会所の蓋の破損、変形等等にも対応。
		放流会所升の枠に破損、変形等が認められます。				放流会所の枠の破損、変形等等にも対応。
		放流管の露出が認められます。				
	放流管路	放流管路と排水路の水位差に不備が認められます。				
		逆流している箇所が認められます。				
		破損が認められます。				
		勾配不良が認められます。				
		放流ポンプ槽のマンホール蓋に破損・変形等が認められます。				
		放流ポンプ槽のマンホール蓋の枠に破損・変形等が認められます。				サカル、『株の光ル佐の拉入が佐から北澤本してい
		放流ポンプ槽に一部放流管接続不良が認められます。				放流ポンプ槽の送水管の接合部等から水漏れしている場合に使用。
		流入管路が接続されていません。			流入管渠の未接続が認められる。	
	retora describ	流入管が臭突口に接続されています。			臭突口への接続が認められる。	
	流入管路	流入管路に雨水升が使用されています。			雨水升の使用が認められる。	
		流入会所升の臺等の著しい破損、変形等により、維持管理への支障が認められます。	不可	不適正		
		放流管路が接続されていません。			放流管渠の未接続が認められる。	
	放流管路	放流会所升の董等の著しい破損、変形等により、維持管理への支障が認められます。				
	A 44				流入配管と放流配管が誤接続が認められる。	•
	全体	浄化槽への流入配管と放流配管が誤接続され、水の流れが逆になっています。	134 ET 146	I de la minute		
検	查項目名	27. 送風機の設置状況	送風機	本体から	₹を供給する機械の総称。ターボ型、ルーツ型、ロータリ型、電磁式(ダイヤフラ. 情本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェック。(7	ム式、ピストン式等)、水中型等がある。 アース不必要の場合もある)。A:送風機が未設置の場合。
A,B		特に問題は認められません。	B:A以 良	外。 適正		
A	二次処理	複数ある送風機の内、一部が設置されていません。		222		
A						
	二次処理	空気配管に破損、変形等が認められます。 空気配管に破損、変形等が認められます。			一部に破損又は変形が認められるが軽微である。	二次処理は稼働している事も確認。 送風機本体から槽本体までの配管も確認する。
	二久是理	三、又和、日 に 収 項、 及 か 寺 が ゆらか じょ す。 送風機に 固定 不良 が 認 められます。	可	おおむね適正	据付台と送風機固定不良による振動があるが軽微である。	対応が出来る場合。
В	全体	吐出量が少ない送風機の設置が認められます。			基準よりも小さい送風機の設置(送風能力が不足)されている場合。	
		空気配管設備の地上露出が認められます。			破損の危険性が高い場合。	1
	二次処理	送風機の送気用と逆洗用の誤接続が認められます。	不可	1		
	二次処理	送風機が設置されていません。			送風機が1台も設置されていない。	
Α	7,64	処理方式に適合した送風機が設置されていません。	不可	不適正	送風機の種類が生物ろ過槽用と違う等。	_
	全体	送風機への電気の供給が認められません。			ブレーカーOFF若しくはコンセントに電気が来ていない場合。	<u> </u>
検	查項目名	28. 増改集等の状況	人槽表	示等の状	況を含む。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
Α	全体	増改築や用途変更に伴う人槽変更が行われていません。	不可	不適正	増改築や用途変更等に伴い、既設浄化槽活用願等の必要な手続きが なされているかを管轄の行政機関に確認する。	「68.処理対象以外の排水の流入状況」・「70.流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況」も確認する。

ガイ ドラ (株産場所名 イン 所見名	判断 総合 判定	判断基準	備考
----------------------------------	----------	------	----

2. 設備の稼働状況

	サポンプ	グ、送風機及び駆励装置の稼働状況 	10. ^	.m. 144 · · · ·	er 1. 10 where anythere 10 Live 10 vivol	97110. John L. L. 98 to L. 198 to L.
検	査項目名	29. ポンプの稼働状況	ポンプ 含む。	設備とは原	京水ポンプ、流量調整用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用	吸引ポンプ等をさす。関連する葉否及び配管途中のバルプ
		特に問題は認められません。	良	適正		
		原水ポンプに揚水能力の低下が認められます。				
	流入管路	複数ある原水ポンプの内、一部に故障が認められます。			揚水能力の低下が認められるが軽微である(2台の内1台故障の場合	
		原水ポンプへの電気の供給が認められません。			やオーバーフローロがある場合など)。 1台しかなくオーバーフローロが設置されていない場合や設置されて	
		流量調整ポンプに揚水能力の低下が認められます。			いても流入管路やマンホールから溢水すると判断される場合は、5の	
	一次処理	複数ある流量調整ポンプの内、一部に故障が認められます。			溢流の状況で指摘する。	
		流量調整ポンプへの電気の供給が認められません。				
	二次処理	消泡ポンプに故障が認められます。	可			
		消泡ポンプに故障が認められます。				
В	三次処理	中間流量調整槽のポンプに揚水能力の低下が認められます。		454545	担心やよのにてどれなったことを紹介されて、ことの内はなけ際の担人	
		中間流量調整槽の複数あるポンプの内、一部に故障が認められます。		ね適正	揚水能力の低下が認められるが軽微である(2台の内1台故障の場合 やオーバーフローロがある場合)。	レベルスイッチの設定は、水位の状況で見る。
		複数ある放流ポンプの内、一部に故障が認められます。			1台しかなくオーバーフローロが設置されていない場合。設置されてい ても流入管路やマンホールから溢水すると判断される場合は、5の溢	
	放流管路				流の状況で指摘する。	
		放流ポンプへの電気の供給が認められません。		1		
	流入管路	原水ポンプ槽のレベルスイッチに故障が認められます。				
		原水ポンプに故障が認められます。	4			
	一次処理	流量調整槽のレベルスイッチに故障が認められます。	不可		揚水能力の不足、故障が認められる。	
		流量調整ポンプに故障が認められます。				
	放流管路	放流ポンプ槽のレベルスイッチに故障が認められます。				
	L	放流ポンプに故障が認められます。				
検	查項目名	30. 送風機の稼働状況	送風機	とは、空気	気を供給する機械の総称。ターボ型、ルーツ型、ロータリ型、電磁式(ダイヤフラ.	ム式、ピストン式等)、水中型等がある。
		特に問題は認められません。	良	適正		
	二次処理	複数ある送風機の内、一部に故障が認められます。				
		送風機に送風能力の低下が認められます。				
		送風機に散気側の送風能力の低下が認められます。				生物ろ過用。
		送風機に逆洗側の送風能力の低下が認められます。				生物ろ過用。
		送風機に破損、変形等が認められます。				
		送風機のカバーに破損、変形等が認められます。	可 可			
		送風機のベルトに不良が認められます。				
		送風機のオイルの不足が認められます。				
	全体	送風機にオイル漏れが認められます。		おおむ ね適正	一部不良が認められるが軽微である(ばっ気に影響が無い)。	
		送風機にフィルターの老朽化が認められます。				
		送風機にフィルターの目詰まりが認められます。				
В		送風機にフィルターの欠落が認められます。				
_		送風機に異常音が認められます。				
		送風機に逆洗作動時の異常音が認められます。				
		送風機のフィルターカバーに開閉不良が認められます。				フィルターカバーのネジ固着等により、内部のフィバ
			-			ターの状態を確認できない。 送風機が屋内に設置されており、施錠等のため送風機
		送風機の稼働状況の確認ができません。				体を目視等で確認できない。停電の場合も使用。
		送風機の散気側が故障しています。			送風機の散気側稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	二次処理	送風機の逆洗側が故障しています。	不可	不適正	送風機の逆洗側の稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	-0.24	送風機が故障しています。	11.44	17,552	送風機の稼働停止を確認。	
		送風機のベルトの緩み、破損によりばっ気が停止しています。			ベルトスリップ。	
		送風機の散気側が故障しています。			送風機の散気側稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	make to Tm	送風機の逆洗側が故障しています。	1		送風機の逆洗側の稼働停止を確認。	生物ろ過用。
	三次処理	送風機が故障しています。	不可	不適正	送風機の稼働停止を確認。	
		送風機のベルトの緩み、破損によりばっ気が停止しています。	1		ベルトスリップ。	
検	查項目名	31. 駆動装置の稼働状況	駆動装	置とは、負	・ 集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転版駆動装置、回転散水機、破砕機・	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		自動又は間欠かき揚げ型スクリーン設備に多量の汚物等の付着・蓄積が認められます。				
		微細目スクリーン設備の駆動部に老朽化及び劣化が認められます。	1		40004 1000 1 5 1 7 1000 11 7	
	一次処理	放掘ロスクリーン設備の影動部に名で用し及い劣化が認められます。 スクリーンの自動掻き上げ装置に故障等が認められます。	可		一部不良が認められるが軽微である。	
		へクリーンの日動独さ上の表色に収率すが認められます。 破砕機に故障等が認められます。	1			
3		回転板駆動装置の故障が認められます。	1	おおむ ね適正		
		回転板が稼働停止しています。	1	-19 Ed II		
	二次処理	沈殿槽の汚泥掻き寄せ機の故障が認められます。	不可		故障等が認められる。	
		沈殿槽のスカムスキマーの故障が認められます。	1		メント・イン 8000 21 000	
		The state of the s	4	1		I

ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考

② ばっ気装置及び撹拌装置の稼働状況

	0 10.00	◇ はつの家里のひ思介家里の体育もの									
検	查項目名	32. ぱっ気装置の稼働状況		装置とは. 等を含む)	、ばっ気するための装置。散気式、機械撹拌式、併用式に大別される。散気式に 。	は送気管と散気装置で構成される(関連する空気配管、オリ					
		特に問題は認められません。	良	適正							
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管に目詰まりが認められます。									
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの旋回流に異常が認められます。									
	流入管路	原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気空気量の調整に不備が認められます。									
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンの空気配管の一部に空気漏れが認められます。									
		原水ポンプ槽のばっ気型スクリーンのばっ気時間の調整に不備が認められます。									
		空気配管に目詰まりが認められます。				好気ろ床槽、浮上ろ過槽、前置担体流動槽。					
		旋回流に異常が認められます。			空気供給量の調整の不備、ばっ気部の攪拌水流の付近等が認められ るが軽微である。						
	一次処理	ばっ気空気量の調整に不備が認められます。									
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。	可可								
В		ばっ気が停止しています。		おおむ ね適正		好気ろ床槽。 二次処理のばっ気は稼働中であることを確認する。					
		空気配管に目詰まりが認められます。		14地正							
		旋回流に異常が認められます。				担体の流動状況もここで見る。					
	二次処理	ばっ気空気量の調整に不備が認められます。									
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。									
		ばっ気時間の調整に不備が認められます。									
		空気配管に目詰まりが認められます。									
		旋回流に異常が認められます。									
	三次処理	ばっ気空気量の調整に不備が認められます。									
		空気配管の一部に空気漏れが認められます。									
		ばっ気が停止しています。				二次処理のばっ気は稼働中であることを確認する。					
	二次処理	散気装置の閉塞又は破損によりばっ気が停止しています。	不可	不適正	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞又は破損が認められる。						
検	查項目名	33. 撹拌装置の稼働状況									
		特に問題は認められません。	良	適正							
	一次処理	流量調整槽の撹拌が不十分と認められます。									
	二次処理	脱窒槽の撹拌が不十分と認められます。	可		攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微である。						
	三次処理	脱窒槽の撹拌が不十分と認められます。									
В		汚泥濃縮貯留槽の撹拌装置に故障が認められます。									
ט	一次処理	汚泥貯留槽の撹拌装置に故障が認められます。		おおむ ね適正							
		流量調整槽の撹拌装置に故障が認められます。	不可		慢拌装置の能力不足、故障等が認められる。						
	二次処理	脱窒槽の撹拌が停止しています。	711		短江衣崖ツ北刀へた、以降寺が節のりれる。						
	三次処理	脱窒槽の撹拌が停止しています。									
	二次是理	凝集槽の撹拌が停止しています。									

検	査項目名	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況		尼返送管ス	又は汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じて 。
		特に問題は認められません。	1	曳	
		汚泥返送(移送)装置の空気バルブの調節に不備が認められます。			小型浄化槽で生物反応槽の送風機と共用の場合は 対象外とする。
		- 汚泥返送(移送)装置の設定に不備が認められます。			ハみハビグの。
	二次処理	汚泥返送(移送)量の調整に不備が認められます。	1	ī j	77.12.5.14.7.5.14.7.14.19. A. B. 中心一下 (H. 1887.14.2.14.7.1.2.14.7.14.2.14.2.14.2.14.2
		汚泥返送(移送)装置に汚泥漏れが認められます。			汚泥返送(移送)装置の調整や設定に不備が認められるが軽徴であ る。
		汚泥返送(移送)装置に空気漏れが認められます。			
	三次処理	汚泥移送装置の空気バルブの調節に不備が認められます。		a a	
В	二次处理	汚泥移送装置の設定に不備が認められます。	'	おおね適	şt.
		汚泥返送(移送)装置に故障等が認められます。		お地	ar.
	二次処理	汚泥返送(移送)用送風機に故障が認められます。			
		汚泥返送(移送)に調整不能が認められます。			
		汚泥移送装置に故障等が認められます。	不	可	汚泥返送(移送)装置の故障、調整や設定の不備が認められる。
	三次処理	汚泥移送用送風機に故障が認められます。			
		汚泥移送に調整不能が認められます。			
		汚泥移送装置に閉塞が認められます。			
検	查項目名	35. 循環装置の稼働状況			よ、し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件において循環装置として規定されているものをさす。分水計量装置、循環用ポンプ この項目に準じてチェックする。
		特に問題は認められません。		急 適正	正
	一次処理	循環の低下が認められます。	7	· 可	
	二次処理	循環装置に故障が認められます。	1	н	一次処理の循環がほとんど停止状態(PCN等)。通
В		循環装置の調整に不備が認められます。		おお	常、循環量は300~500%程度であるが、異なる設計
	二次処理	循環装置の設定に不備が認められます。		ね適	道正 になっているものもあるので注意。小型浄化槽で生物反応槽の送風機と共用の場合は対象外とする。
	一久起理	循環装置に閉塞が認められます。		-9	
		循環装置に一部破損が認められます。			

ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考	
検:	查項目名	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況					
		特に問題は認められません。	良	適正			
		逆洗装置又は洗浄装置の調整に不備が認められます。			逆洗装置又は洗浄装置の調整等に不備が認められるが軽微である。		
		逆洗装置又は洗浄装置の設定に不備が認められます。			たが女員人はかがな自り間を守に1.間が8500つからが、狂风くめる。		
	二次処理	逆洗装置又は洗浄装置に空気漏れが認められます。					
	二久是理	逆洗とばっ気の同時作動が認められます。	— 可 —	-			
		逆洗の常時作動が認められます。				常時逆洗だけを作動させている。	
В		逆洗装置又は洗浄装置の散気管に閉塞が認められます。					
ь	三次処理	砂ろ過の逆洗(洗浄)不足が認められます。		おおむ ね適正	逆洗装置又は洗浄装置の調整等に不備が認められるが軽微である。		
	二久处理	活性炭吸着槽の逆洗(洗浄)不足が認められます。					
	二次処理	逆洗装置又は洗浄装置に故障が認められます。				切替えコック不良を含む。	
	一久是理	逆洗用送風機に故障等が認められます。	不可				
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の逆洗に不良が認められます。			逆洗装置又は洗浄装置に故障や調整不能が認められる。		
	三次処理	砂ろ過の洗浄に著しい不足が認められます。					
		活性炭吸着の洗浄に著しい不足が認められます。					

④ 膜モジュールの稼働状況

ħ	查項目名	37. 膜モジュールの稼働状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
В	二次処理	膜モジュールに透過水量の低下が認められます。	ন	おおむ	処理機能への影響は軽微。	透過水量は確保されている。
		膜モジュールに差圧・水位の上昇が認められます。	1 1	ね適正		

Ь		展センユールに定注・水位の上弁が認められます。						
	6 99	装置及び調整装置の稼働状況						
検	查項目名	38. 制御装置の稼働状況	制御装	置につい	ては、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。			
		特に問題は認められません。	良	適正				
	流入管路	原水ポンプ槽のポンプの交互運転の設定に不備が認められます。				砂ろ過、活性炭吸着、三次処理接触ばっ気は三次処		
	一次処理	流量調整槽のポンプの交互運転の設定に不備が認められます。				理でみる。		
	三次処理	中間流量調整槽のポンプの交互運転の設定に不備が認められます。				点検時に手動で切替えている場合は指摘しない。		
	二次処理	送風機の警報ランプに異常が認められます。						
	放流管路	放流ポンプの交互運転の設定に不備が認められます。	可		タイマー、スイッチ等の不良又は設定に不備が認められるが軽微であ	点検時に手動で切替えている場合は指摘しない。		
		送風機のタイマーに不良が認められます。	н					
		送風機のタイマーの設定に不備が認められます。						
В	全体	制御装置の手動逆洗切替に不備が認められます。		おおむね適正		生物ろ過(小型合併用)。		
		制御装置に稼動不良が認められます。				電気系統や機器系統の一部に不良個所がある。		
		制御装置の設定に不備が認められます。				中.大型槽の制御盤。		
	二次処理	汚泥移送(返送)装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。						
	《处理	逆洗装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。						
	三次処理	汚泥移送装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。	不可		タイマー、スイッチ等の設定の不備又は故障が認められる。			
	二次处理	逆洗装置の稼働時間、稼働間隔の設定に不備が認められます。						
	全体	制御装置に故障又は機能停止が認められます。						
検	查項目名	39. 調整装置の稼働状況	調整装	調整装置とは、流量調整調整槽の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。				
		特に問題は認められません。	良	適正				
	二次処理	電磁弁、電動弁に作動不良が認められます。						
	一久是理	放流用エアリフトポンプに揚水量の低下が認められます。	可					
	三次処理	電磁弁、電動弁に作動不良が認められます。						
		定量移送装置に稼働不良が認められます。						
В	一次処理	原水ポンプ槽内調整装置に不良が認められます。						
В		流量調整槽の分水計量装置のせき高の設定に不備が認められます。		おおむね適正				
		放流用エアリフトポンプに閉塞が認められます。	不可		 分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認めら			
	二次処理	薬品添加装置に故障が認められます。	- 1		れる。			
		電磁弁、電動弁に故障が認められます。			水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認めら			
	— ska ka sm	中間流量調整槽の分水計量装置のせき高の設定に不備が認められます。						
	三次処理	電磁弁、電動弁に故障が認められます。						

ガイ ドラ イン	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
----------------	-----	----	----------	------	----

⑥ 生物膜又は活性汚泥の状況

検:	查項目名	40. 生物膜の状況	生物膜	の付着状	況やはく離状況等をチェックする。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		散水ろ床上部に汚泥の堆積が認められます。				
		平面酸化床に汚泥の堆積が認められます。				
		接触ばっ気部に生物膜の剥離による浮遊汚泥が認められます。				担体流動と接触ばっ気を合わせた処理方式の場合も
	二次処理	接触ばっ気部に生物膜の肥厚化が認められます。				使用。
		回転板接触槽に生物膜の閉塞が認められます。	可		生物膜の肥厚化、剥離等が認められるが軽微である。現状、水質に問題がない。	
В		接触ばっ気槽に生物膜の未生成が認められます。		おおむね適正	超がない。	
		回転板接触槽に生物膜の未生成が認められます。		お画正		
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に生物膜の一部閉塞が認められます。				
	三次処埋	接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に生物膜の剥離による浮遊汚泥が認められます。				
	全体	生物膜に著しい肥厚化、剥離等が認められます。	不可		水質が悪く、生物膜が嫌気性変化している場合。	生物膜の色を確認(黒色化している)。表層の生物膜 や逆洗時に剥離した生物膜の色とあわせて溶存酸 素の値を見る。
検:	查項目名	41. 活性汚泥の状況	活性汚	泥の性状	や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については適正な汚泥濃度質	節囲をチェックする。
		特に問題は認められません。	良	適正		
		ばっ気槽に活性汚泥の解体が認められます。				
		ばっ気槽に活性汚泥の膨化が認められます。	可		 活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微である。膜分	
В		ばっ気槽に活性汚泥量の増加が認められます。	HJ		離槽においては、適正な範囲を超えているが軽微である。	
В	二次処理	ばっ気槽に活性汚泥の生成不良が認められます。		おおむね適正		膜分離においては、活性汚泥のMLSS濃度が 3000mg/L~15000mg/Lを目安とする。
		ばっ気槽の活性汚泥が解体し汚泥の流出が認められます。			活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められる。 膜分離槽においては、適正な範囲を超えている。	Joseph Leader Service Control of the
		ばっ気槽の活性汚泥が膨化し汚泥の流出が認められます。	不可			
		ばっ気槽に活性汚泥の生成が認められません。				

⑦ 設備の装備に係るその他の状況

- 1	⑦ 数量 の	P稼働に係るその他の状況			
検査	E項目名	42. その他の設備の稼働状況	三次を含		とは、浄化槽設置等が提出されているものをさす。消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等
		特に問題は認められません。	良	適正	
		スカムスキマー装置に閉塞が認められます。			
		スカムスキマー装置の空気バルブの調整に不備が認められます。			一部に不良が認められるが軽微である。
	二次処理	スカムスキマー装置に空気漏れが認められます。			
		りん除去装置に不良が認められます。			鉄板が無い。
		消泡設備に不良が認められます。			一部に不良が認められるが軽微である。
		消泡設備に故障等が認められます。			
	三次処理	砂ろ過装置に故障等が認められます。	可		
		活性炭吸着装置に故障等が認められます。			
		砂ろ過装置に不良が認められます。			目詰まり等による差圧上昇がある。
		活性炭吸着装置に不良が認められます。			日記みり守による左江工弁が90つ。
В		照明設備に不良が認められます。		おおも	
		換気設備に不良が認められます。		ね適正	E 一部に破損又は変形、腐食又は老朽化が認められるが軽微である。
		臭突装置に不良が認められます。			
		スカムスキマー装置に故障等が認められます。			
	二次処理	希釈注水装置に故障等が認められます。			
		りん除去装置に故障等が認められます。			
		照明設備に故障が認められます。			
		換気設備に故障が認められます。	不	J	
	全体	臭突装置に破損が認められます。			
		警報装置に故障が認められます。			
		汚泥濃縮機に故障が認められます。			
		汚泥脱水設備に故障が認められます。			

ガイ ドラ 検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
----------------	-----	----	----------	------	----

3. 水の流れ方の状況

① 管渠、升及び各単位装置間の水流の状況

検査	E項目名	43. 流入管渠(路)の水流の状況	流入管渠には、油脂分離槽を含む。			
		特に問題は認められません。	良	適正		
		流入管の屈曲点、つなぎ目に汚物の堆積が認められます。				
		閉塞が認められます。				改善が容易である場合。
		勾配不良が認められます。	可		汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	
		流入会所升のクリーンかごに目詰まりが認められます。				
В		樹木の根等の侵入が認められます。]		改善が容易である場合。
	流入管路	汚物の堆積が認められます。		おおむ ね適正		油脂・汚泥が堆積している場合。
		汚水の停滞が認められます。			管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚物の堆積等が認められる。管 の1/2以上汚水の滞留がある。	
		流入管の屈曲点、つなぎ目に多量の汚物の堆積が認められます。	不可			
		著しい油脂の堆積が認められます。				
		油脂分離槽内に著しい油脂の堆積が認められます。			管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚物の堆積等が認められる。	油脂分離槽が設置され、閉塞している場合。
		防臭トラップ升に封水の不備が認められます。				
検査	E項目名	44. 放流管渠(路)の水流の状況	放流管	渠には、	蒸発散装置や浸透装置を含む。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		閉塞が認められます。				
	放流管路	勾配不良が認められます。				
		樹木の根等の侵入が認められます。	可		処理水の停滞が認められるが、軽微である。	
В		放流先の水位に異常が認められます。		おおむ		
		放流管渠内に処理水の停滞が認められます。		ね適正		
		放流管渠の勾配不良により滞水が認められます。				
		蒸発散装置の発散不良により放流管渠内の水位の上昇が認められます。	不可		管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置、浸透装置の不良が認められ	
		地下浸透槽の浸透機能の低下により放流管渠内の水位の上昇が認められます。	不비		ర ం	
検査	₹項目名	45. 各単位装置間の水流の状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
		予備ろ過槽の移流部に短絡が認められます。				
	一次処理	沈殿分離槽の移流部に短絡が認められます。			短絡流の形成が認められるが軽微である。	
	V/C-E	固液分離槽の移流部に短絡が認められます。				
		嫌気ろ床槽の移流部に短絡が認められます。				
		ばっ気槽の移流部に短絡が認められます。				
		接触ばっ気槽の移流部に短絡が認められます。	可			
	二次処理	担体流動槽の移流部に短絡が認められます。	_ ~			
	-0.64	生物ろ過槽の移流部に短絡が認められます。				
В		沈殿槽の移流部に短絡が認められます。		おおむ		
		処理水槽の移流部に短絡が認められます。		ね適正		
	全体	一次処理装置と二次処理装置の間に短絡が認められます。	_			
	±m	二次処理装置と三次処理装置の間に短絡が認められます。				
		移流管に閉塞が認められます。				
	二次処理	生物ろ過槽・担体流動槽流入移流管設備に閉塞が認められます。				
		接触ばつ気槽流入移流管設備に閉塞が認められます。	不可		移流管の閉塞や破損又は変形が認められる。	
		放流エアリフトポンプに閉塞が認められます。			コンルルロットは、以及人は女川が、90のいつれいか。	
	全体	一次処理装置と二次処理装置の間の移流管に閉塞が認められます。	_			
	_ rr	二次処理装置と三次処理装置の間の移流管に閉塞が認められます。	1			
	② 建流 t	せきにおける越流状況				

	A WING C CLASSIC AND								
検査項目名		46. 越流せきにおける越流状況	集水と	いにおける	る水の流れ方を含む。				
		特に問題は認められません。	良	適正					
	二次処理	沈殿槽の越流せきの水平不良により不均等な越流が認められます。	ਜ		不均等な越流が認められるが軽微である。	保守点検作業で調整が可能な範囲。			
В	三次処理	沈殿槽の越流せきの水平不良により不均等な越流が認められます。] "	おおむ					
	二次処理	沈殿槽の越流せきの破損、変形等により不均等な越流が認められます。	- T-	不可ね適正	著しく不均等な越流が認められる。				
	三次処理	沈殿槽の越流せきの破損、変形等により不均等な越流が認められます。	자미						

③ 各単位装置内の水位及び水流の状況

検査項	目名	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
油	入管路	原水ポンプのレベルスイッチの設定に不備が認められます。				
JIL.		原水ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。				保守点検作業で調整が可能な範囲。
		放流(排水)ポンプのレベルスイッチの設定に不備が認められます。	可		レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動が認めら	休り点快下来で調査が可能な単四。
th	流管路	放流(排水)ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。	PJ		れるが軽微である。	
lix.	从机目时	放流(排水)ポンプ設備に逆流現象が認められます。				
		放流(排水)ポンプ設備のチャッキ弁不良等により逆流現象が認められます。				
В		原水ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が 認められます。	不可		: レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、 揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる。	
流		原水ポンプの起動・停止動作の不良により、原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が認められます。				
		原水ポンプ槽の水位に著しい上昇が認められます。			操作盤で切(断)やコンセント抜け等で著しい水位の上昇が認められる。	
		放流(排水)ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、放流槽の水位に著しい上昇が認められます。			レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、	放流ポンプ槽では、異常な水位の上昇を確認する。
放		放流(排水)ポンプの起動・停止動作の不良により、放流槽の水位に著しい上昇が認められます。			揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められる。	
		放流槽の水位に著しい上昇が認められます。			操作盤で切(断)やコンセント抜け等で水位の著しい上昇が認められる。	

		刊正所見一頁表			K4.4.1			
ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考		
検	查項目名	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	中間流	量調整槽	については、この項目に準じてチェックする。			
		特に問題は認められません。	良	適正				
	一次処理	流量調整槽のレベルスイッチの設定に不備が認められます。	可		レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動が認めら	保守点検作業で調整が可能な範囲。		
	一次処理	流量調整ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。	HJ		れるが軽微である。			
		流量調整ポンプのレベルスイッチの設定の不備により、流量調整槽の水位に著しい上昇						
В	二次処理	が認められます。 流量調整ポンプの起動・停止動作の不良により、流量調整槽の水位に著しい上昇が認		おおむ		 汚泥流出や著しい透視度の低下。		
		められます。	不可	ね適正	レベルスイッチの設定の不備又は異物の付着による誤作動等により、 揚水量の不足が生じ、撹拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認	77.応加山で有しい地で成成の限で。		
		流量調整ポンプの起動・停止動作に不良が認められます。	不可		場外軍の不定が生し、提择装直の不良、ホフノの2百向時運転が認 められる。			
	三次処理	中間流量調整槽のレベルスイッチの設定の不備によりオーバーフローが認められます。				 汚泥流出や著しい透視度の低下。		
		中間流量調整槽のレベルスイッチに異物が付着し、異常な水位の上昇等、支障が認められます。				7.55.50.		
検	查項目名	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	ろ材が	充填され	・ 、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。			
		特に問題は認められません。	良	適正				
В	ste ha	嫌気ろ床槽に水位の上昇が認められます。	可	おおむ	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微である。			
	一次処理	嫌気ろ床槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可	ね適正		ピーク流入時を除く。		
検	查項目名	50. ぱっ気槽の水位及び水流の状況	脱窒槽	、硝化槽	・ 、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェッ	ックする。		
		特に問題は認められません。	良	適正				
		ばっ気槽の旋回流に片寄りが認められます。	可不可			サケ の注目と語教 でせた 可能 た 担 人		
		ばっ気槽に発泡が認められます。			撹拌水流に片寄りが認められるが軽微である。	散気管の清掃や調整で対応可能な場合。 		
В	二次処理	ばっ気槽に水位の上昇が認められます。		おおむ		沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。		
	次処理	ばっ気槽の旋回流に著しい片寄りが認められます。		ね適正				
		ばっ気槽に著しい発泡が認められます。						
		ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。						
検	查項目名	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	脱窒用	接触槽、	硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。			
		特に問題は認められません。	良	適正				
		接触ばつ気槽の旋回流に片寄りが認められます。			接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは撹拌水流に片寄			
		接触ばっ気槽の接触材に閉塞が認められます。						
	二次処理	接触ばっ気槽に発泡が認められます。						
		回転板接触槽に水位の上昇が認められます。				オーバーフローしていない。		
		接触ばっ気槽に水位の上昇が認められます。	可			沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。		
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の旋回流に片寄りが認められます。			りが認められるが軽微である。			
		接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の接触材に閉塞が認められます。						
	三次処理	接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等に発泡が認められます。						
_		回転板接触槽に水位の上昇が認められます。				オーバーフローしていない。		
В		接触ばつ気槽に水位の上昇が認められます。		おおむね適正		沈殿槽のスロットが閉塞、オーバーフローしていない。		
		接触ばっ気槽の旋回流に著しい片寄りが認められます。	ł					
	二次処理	接触ばっ気槽の接触材に著しい閉塞が認められます。	ł					
	— 《处理	接触ばつ気槽に著しい発泡が認められます。	1					
		回転板接触槽に著しい水位の上昇が認められます。 接触ばっ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	1					
		接触ばつ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等の旋回流に著しい片寄りが認められます。	不可					
		接触ばつ気槽、脱室用(硝化用)接触槽等の接触材に著しい万音りか認められます。 接触ばつ気槽、脱室用(硝化用)接触槽等の接触材に著しい閉塞が認められます。	1					
	三次処理	接触ばつ気槽、脱室用(硝化用)接触槽等に著しい発泡が認められます。	1					
		回転板接触槽に著しい水位の上昇が認められます。	1					
		接触ばつ気槽に著しい水位の上昇が認められます。	1					
		シングロー・ファルファロット カリエンエンバッ PU・フルック・フリ			l	l .		

ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
検	查項目名	52. 生物ろ過槽・担体流動槽の水位及び水流の状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	一次処理	担体の閉塞により水位の上昇が認められます。				浮上ろ過対応。生物膜により担体の隙間が閉塞した 状態。
	A.C.4	担体流動槽の流動に不備が認められます。				前置担体流動対応。
		担体流動槽(部)の旋回流に片寄りが認められます。				
		生物ろ過槽又は担体流動槽(部)のろ材押さえ面の一部に閉塞が認められます。				
		担体流動・生物ろ過槽に水位の上昇が認められます。				
	二次処理	担体流動・生物ろ過槽に水位の低下が認められます。	可		水位の上昇あるいは撹拌水流に片寄りが認められるが軽微である。 	
		担体流動槽(部)の担体の流動に不備が認められます。				
		担体流動槽に発泡が認められます。				
		担体流動槽の流動状況に異常が認められます。				
	三次処理	担体流動・生物ろ過槽に水位の上昇が認められます。				
В		担体流動・生物ろ過槽に水位の低下が認められます。	1	おおむね適正		
	一次処理	担体の閉塞により著しい水位の上昇が認められます。				状態。
		担体流動槽の流動に著しい不備が認められます。				前置担体流動対応。
		担体流動槽(部)の旋回流に著しい片寄りが認められます。				
		生物ろ過槽又は担体流動槽(部)のろ材押さえ面に著しい閉塞が認められます。				
		担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の上昇が認められます。	不可		著しい水位の上昇あるいは撹拌水流に片寄りが認められる。 ろ過機能が失われ担体流動槽内液がオーバーフローしている場合は	
	二次処理	担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の低下が認められます。	1 '''		32を【不可】とすることがある。	
		担体流動槽(部)の担体の流動に著しい不備が認められます。	4			
		担体流動槽に著しい発泡が認められます。	-			
		担体流動槽の流動状況に著しい異常が認められます。 担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の上昇が認められます。	-			
	三次処理	担体流動・生物ろ過槽に著しい水位の低下が認められます。	-			
+÷2	查項目名			1		
1天3	1月日日	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況				T
		特に問題は認められません。	良	適正		
		平面酸化床に水平の狂いが認められます。	-			 経年劣化又は生物膜の蓄積で均等散水できていな
		散水といに水平の狂いが認められます。	可		平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微である。	iv.
В		平面酸化床に短絡が認められます。				
В	二次処理	散水といに短絡が認められます。		おおむ ね適正		
		平面酸化床に著しい短絡が認められます。	-			
		散水といに著しい破損が認められます。 平面酸化床の冠水が認められます。	不可		散水ろ床の冠水又は平面酸化床や散水といの破損が認められる。	
		世間眩に休び危水が認められます。	1			
検	查項目名	54. 沈殿槽の水位及び水流の状況	凝集沈	:殿槽、処:	I 理水槽については、この項目に準じてチェックする。	L
		特に問題は認められません。	良	適正		
	一次処理	最初沈殿池の水流により、固液分離機能に障害が認められます。				
	二次処理	沈殿槽の水流により、固液分離機能に障害が認められます。	可	おおむ	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能 に影響を与えるおそれが小さい。	
В	三次処理	沈殿槽の水流により、固液分離機能に障害が認められます。				
	二次処理	越流せきの水没が認められます。		ね適正		
	三次処理	固液分離機能に著しい障害が認められます。	不可			
Ш		越流せきの水没が認められます。				
検	查項目名	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	ろ材を	充填しない	で固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については。この項目に準じてチーニー	エックする。
		特に問題は認められません。	良	適正		
		沈殿分離槽の汚泥貯留部に発泡が認められます。 好気ろ床槽に発泡が認められます。	4			
		対気の休僧に発泡が認められます。	-			
		来雑物除去槽に水位の上昇が認められます。	1			
		固液分離槽に水位の上昇が認められます。	1			
	一次処理	水流の発生が認められます。				沈殿分離槽や嫌気ろ床槽等、本来撹拌水流を生じる べきでない槽に常時撹拌水流がある場合。沈殿分離 槽や嫌気ろ床構と曠気槽の仕切り板の破損や散気 管の傾き等を確認。
		水位の上昇が認められます。				
		水位の低下が認められます。			水位及び水流の異常が認められるが軽微である。	水張り出来ない場合(水道がない場合や、設置者の
В		単純ばつ気槽に発泡が認められます。	可	おおむ	がは次のかがわり表情が 間切りづれるが 若様である。	許可がもらえない場合など)。
		平地はシスパョに 元代20mgのウカレより。 水位の上昇が認められます。	1	ね適正		
	二次処理	水位の低下が認められます。	1			水張り出来ない場合(水道がない場合や、設置者の
			4			許可がもらえない場合など)。
		単純ばつ気槽の旋回流に片寄りが認められます。	4			
		水位の上昇が認められます。	1			水張り出来ない場合(水道がない場合や、設置者の
	三次処理	水位の低下が認められます。	_			が成り口来ない場合(水道がない場合や、設直省の 許可がもらえない場合など)。
		凝集槽の撹拌状況が不十分です。	4			
		消毒槽に水位の上昇が認められます。	4			
	全体	清掃後の水張り不足のため、槽内の水位低下が認められます。	1	1		at- be will be a second of the
	全体	十壌湿潤槽に閉塞が認められます。	不可	1	1	一次処理側から送水がうまくいかない場合。

ガイドラ	検査場所名	所見名	判断	総合判定	判断基準	備考
イン				刊化		

④ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況

	④ 对此以)堆積状況及びスカムの生成状況				
検	查項目名	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
В	流入管路	原水ポンプ槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。	不可	おおむ ね適正	撹拌水流の不良等で、汚泥の堆積又はスカムの生成が認められる。	
検	查項目名	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	中間流	量槽につ	いては、この項目に準じてチェックする。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
В	一次処理	流量調整槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。		おおむ		
	三次処理	中間流量調整槽に多量の汚泥の堆積またはスカムの生成が認められます。	不可	ね適正	撹拌水流の不良等で、汚泥の堆積又はスカムの生成が認められる。	
榆	查項目名	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状	固液分	離機能を	- 有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。	
		St.			7,0 7,0 10,1 10,1 10,1 10,1 10,1 10,1 10	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		腐敗室に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		沈殿分離槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
	一次処理	嫌気ろ床槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。 夾雑物除去槽に多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可		多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、移流する恐れが小さい。	
В		加至の外間に多単の行派の単領又はスカムの生成が認められます。 多量の汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	-			
		腐敗室に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。		おおむ ね適正		
		放射に生積行犯の移流が認められます。				
		仏殿万曜僧に堆積行泥の存加が認められます。 嫌気ろ床槽に堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。				
	一次処理	※ X アンパーロー 中ではていた (スイン・ハン・シン・ラ・ルン・カン・ファ・ルン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイン・スイ	不可		汚泥又はスカムの著しい移流が認められる。	
			1			
		堆積汚泥又はスカムの移流が認められます。				
+4-	* 15 12 12		脱窒槽	、硝化槽.	I . 脱窒用接触槽、硝化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、	OD槽、回転版接触槽、膜分離槽については、この項目に
快	查項目名	59. ぱっ気槽及び接触ぱっ気槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況		チェックす		
		特に問題は認められません。	良	適正		
		ばっ気槽に著しいスカムの生成が認められます。	不可			
		接触ばっ気槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		接触ばっ気槽に著しい活性汚泥の生成が認められます。				
		回転板接触槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。				
		回転板接触槽に著しい活性汚泥の生成が認められます。				
В	二次処理	回分槽に著しいスカムの発生が認められます。		おおむ ね適正		
		間欠ばつ気槽に著しいスカムの発生が認められます。	'	ね適止		
		OD槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		脱窒槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		硝化槽に著しいスカムの発生が認められます。				
		膜分離槽に著しいスカムの発生が認められます。 三次処理装置(接触ばっ気槽、脱窒用(硝化用)接触槽等)に著しいスカムの発生が認め				
	三次処理	られます。				
検	查項目名	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	一次処理	浮上ろ過槽に著しいスカムの生成が認められます。				
В		生物ろ過槽・担体流動槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	不可	おおむ ね適正		
	二次処理	生物ろ過槽・担体流動槽に著しい活性汚泥の生成が認められます。		1022		
検	查項目名	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	凝集沈	殿槽、処	- 埋水槽については、この項目に準じてチェックする。	
		特に問題は認められません。	良	適正		
		処理水槽にスカムの生成が認められます。				
	二次処理	沈殿槽にスカムの生成が認められます。	1_		- 1 12 00 th 7 12 Media	
	— sks ho ===	処理水槽にスカムの生成が認められます。	可		スカムが発生しているが、流出していない。 	
	三次処理	沈殿槽にスカムの生成が認められます。	1			
В		沈殿槽からスカムの流出が認められます。		おおむ		
	二次処理	沈殿槽から汚泥の流出が認められます。]	ね適正		沈殿槽の汚泥界面が上昇し流量変動時に流出する
	—火処理	処理水槽からスカムの流出が認められます。	x=		 著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明ら	可能性がある場合(中大型)。
		処理水槽から汚泥の流出が認められます。	不可		かである。	
	三次処理	沈殿槽からスカムの流出が認められます。				
	二人处理	沈殿槽から汚泥の流出が認められます。				
検	查項目名	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	消毒装置	消毒槽にスカムの発生が認められます。	可	おおむ	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、放流水質に影響が出	
Α	小中衣世	消毒槽に汚泥の堆積が認められます。	۳.	ね適正	ていない。	
``	W	消毒槽からスカムの流出が認められ、放流水質に影響を与えています。	BOD不		著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明ら	
	消毒装置	消毒権から汚泥の流出が認められ、放流水質に影響を与えています。	可の場 合使用	不適正	かで、放流水質に影響が出ている。	

		11之7722 発致				1 1 1 1 1 1			
ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考			
検	查項目名	63. 消泡ポンプ・槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	砂ろ過	めろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。					
		特に問題は認められません。	良	適正					
	二次処理	消泡ポンプ槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。							
	_	水中送風機槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	Ī						
		ろ過原水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可		汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、軽微である。				
	三次処理	ろ過処理水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。							
В		活性炭吸着処理水槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。							
В	二次処理	消泡ポンプ槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。		おおむ ね適正					
	-0.24	水中送風機槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。							
		活性炭吸着原水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。	不可		著しい汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、流出することが明ら				
	三次処理	ろ過原水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。			かである。				
		ろ過処理水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。							
		活性炭吸着処理水槽に著しい汚泥の堆積又はスカムの流出が認められます。							
検	查項目名	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況							
		特に問題は認められません。	良	適正					
Α	放流管路	放流ポンプ槽に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められます。	可	おおむ ね適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が認められるが、処理機能に支障が出ていない。				
	放流管路	放流ポンプ権に汚泥の堆積又はスカムの生成が認められ、処理機能に影響を与えて います。	BOD不 可の場 合使用	不適正	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかで、処理機能に支障が出ている。				
検	查項目名	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況							
		特に問題は認められません。	良	適正					
		汚泥貯留槽の脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められます。	可		脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められるが、軽微である。				
В	一次処理	汚泥濃縮貯留槽の脱離液に汚泥又はスカムの流出が認められます。	-1	おおむね適正	おおむ paar				
		汚泥貯留槽の脱離液に著しい汚泥又はスカムの流出が認められます。	不可	10221	脱離液に著しい汚泥又はスカムの流出が認められる。汚泥貯留槽において所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。				

⑤ 水の流れ方に係るその他の状況

	検査項目名		66. 汚泥の流出状況	原則とし	東則として、放流管渠の途中の最初の点検升でチェックする。			
			特に問題は認められません。	良	適正			
1	A	放流管路	汚泥の著しい流出が認められます。	不可	不適正	汚泥の著しい流出が認められる。汚泥の堆積が多量に認められる。		

ガイ ドラ イン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
	5.22 5/// 11	лжч	13101		1700至十	C. SHI

4. 使用の状況

① 特殊な排水等の流入状況

	検査項目名		67. 油脂類の流入状況				
			特に問題は認められません。	良	適正		
E	в	全体	槽内に油脂類の流入が認められます。	可		槽内壁面への付着状況、パッフル内のオイルボールの浮遊状況で確認。油 脂類の蓄積が認められるが、処理機能に支障が出ていない。	
		全体	槽内に油脂類の流入が認められ、処理機能に影響を与えています。	BOD不 可の場 合使用	不適正	油脂類の著しい流入により、処理機能に支障が出ている。	
	検査項目名		68. 処理対象以外の排水の流入状況	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。			についてチェックする。
Ι.	0		特に問題は認められません。	良	適正		
Ι'	_	全体	設置届以外の排水の流入が認められます。	不可	不適正	設置届以外の排水の流入が認められる。	設置届時の図面等で確認する。

② 異物の流入状況

	検査エ	項目名	69. 異物の流入状況			
Γ			特に問題は認められません。	良	適正	
	3	全体	槽内に異物(紙オムツ、生理用品、ナイロン等の不溶性な物)の著しい流入が認められます。	不可	おおむ ね適正	

③ 使用に係るその他の状況

検	查項目名	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	A:流入汚水量の過多の場合。 B:その他の場合。			
A,B		特に問題は認められません。	良	適正		
В	全体	流入汚水量、洗浄用水量の過少が認められます。	ត		流入汚水量、洗浄用水量の過多又は過少が認められるが、処理機能	
	全体	流入汚水量、洗浄用水量の過多が認められます。	7	ね適正	に支障が出ていない。	
Α	全体	計画流入汚水量と実流入汚水量が異なり、処理機能に影響を与えています。	BOD不 可の場 合使用	不適正	流入汚水量、洗浄用水量等の過多又は過少が認められ、処理機能に 支障が出ている。	

5. 悪臭の発生状況

悪臭の発生状況

検	查項目名	71. 悪臭の発生状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
С	全体	悪臭の発生が認められます。	可	おおむ ね適正		基本的にこの項目で【不可】はない。悪臭が酷い場合は他の項目(原因となる項目)で指摘。
検	查項目名	72. 悪臭防止措置の実施状況	流入管渠途中の点検升内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等をチェックする。			
		特に問題は認められません。	良	適正		
С	全体	通気口に閉塞が認められます。	ត	おおむ	悪臭防止措置が実施されているが、一部不良が認められる。	
		流入配管の防臭トラップに異常が認められます。	"	ね適正	心大例上は世が大地でもくいでから一時代及が認められる。	

6. 消毒の実施状況

消毒の実施状況

A TO THE						
	贪査項目名	73. 消毒剤の有無				
		特に問題は認められません。	良	適正		
Ľ	消毒装	消毒剤が消失しています。	不可	不適正		目視によりチェックする。DPDは測定する事。
	贪査項目 名	74. 処理水と消毒剤の接触状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
		薬筒の底部に異物が認められます。	ត	可 おおむ ね適正 可 おおむ ね適正 おおむ ね適正 消毒剤が未開封 検査時に管理者 る。	DBDの発色を	
١.	消毒装	消毒剤に膨化が認められます。	-3			
	八月母衣	消毒剤が未開封です。	可		消毒剤が未開封であることを保守点検業者に通知。 検査時に管理者から要請があれば開封の対応をと る。	
	消毒装	処理水と消毒剤との接触不良が認められます。	不可	不適正	DPDの発色無。	

7. 蚊、ハエ等の発生状況

蚊、ハエ等の発生状況

100 To 10						
検査項目名		75. 蚊、ハエ等の発生状況				
		特に問題は認められません。	良	適正		
	全体	蚊、ハエの発生が認められます。	可	おおむ ね適正	蚊、ハ工等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	
С		ミジンコの発生が認められます。				
	土体	サカマキ貝の発生が認められます。				
		蚊、ハエの著しい発生が認められます。	不可			

		判定所見一覧表				R4.4.1
ガイドライン	検査場所名	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考
<u> </u>		水質検査			L	
検	查項目名	水素(オン濃度指数(pH)				
	水質	特に問題は認められません。	良	適正	8. 6≧X≧5. 8	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より低くなっています。			5.8>X ≧3	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より高くなっています。	可	おおむ	10≧X>8.6	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より著しく低くなっています。		ね適正	3>X	
	水質	水素イオン濃度指数(pH)が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		X>10	
検	查項目名	溶存酸素(DO)				
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	溶存酸素(DO)が望ましい範囲より低くなっています。	可		0.3>X>0	
	水質	溶存酸素(DO)が検出されません。	不可	おおむ	X=0	単独浄化槽。
	水質	二次処理槽の溶存酸素が望ましい範囲より低くなっています。	可	ね適正	1>X>0	合併処理浄化槽。
	水質	二次処理槽の溶存酸素が検出されません。	不可		X=0	디에 전투가 1018 이
	水質	ばっ気工程でないため溶存酸素(DO)が測定できません。	-	適正		間欠ばっ気、回分式等。
検	查項目名	残留塩素				
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	放流水の残留塩素が検出されません。	不可	不適正		紫外線消毒の場合は除く。
検	查項目名	透視度				
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
					(単独)7>X≧4	
	水質	処理水の透視度が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむ ね適正	(音併)6mg/L;10>X≧5、30mg/L;15>X≧12、20mg/L;20>X≧15 (単独)4>X	
	水質	処理水の透視度が望ましい範囲より著しく低くなっています。	不可		(合併)60mg/L;5>X、30mg/L;12>X、20mg/L;15>X	
検	查項目名	生物化学的酸素要求量(BOD)				
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
	水質	処理水の生物化学的酸素要求量(BOD)が処理目標水質より高くなっています。	可	おおむ ね適正		
	水質	処理水の生物化学的酸素要求量(BOD)が処理目標水質より著しく高くなっています。	不可	おおむね適正/不	外観項目不可と合わせて不適正(合併80mg/L超、単独120mg/L超)	
検	查項目名	その他		適正		
	水質	特に問題は認められません。	良	適正		
			可	2511	 (単独)検出されるが、10%未満	
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より低くなっています。	HJ		(合併)検出されるが、10%未満	
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		(単独)検出されるが、60%超 (単独)検出されない。	
	水質	汚泥沈殿率(SV)が望ましい範囲より著しく低くなっています。			(単独)30mg/L以上90mg/L未満	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より低くなっています。	可	おおむ ね適正	(単独)140mg/L超270mg/L以下	
	水質水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より高くなっています。 塩化物イオン濃度が望ましい範囲より著しく低くなっています。			(単独)30mg/L未満	
	水質	塩化物イオン濃度が望ましい範囲より著しく高くなっています。	不可		(単独)270mg/L超	
	水質	処理水の採水ができず水質検査ができません。			(1)	
		書類検査				
ガイドラ	検査場所	兵庫 新所見	判断	総合 判定	判断基準	備考
イン	名	所見名		刊足		
秧	査項目名	保守点検		1		
	書類	特に問題は認められません。	良	適正	通常の使用状態でない場合は年1回の実施で[良]。 ※通常の使用状態でない場合とは「別荘に設置されている場合や住人 の遠隔地への転勤により、浄化槽が長期間使用されない状態にあると き」。	営業地域が登録区域外の場合は行政に通報。
	書類	保守点検の実施は確認できますが、保守点検記録が確認できません。記録は3年間の 保存が義務付けられています。	可	おおむ ね適正	浄化槽法施行規則第6条に掲げる処理方式で保守点検の必要回数が 規定されていない浄化槽の場合は、年1回以上の実施を確認するこ	営業地域が登録区域外の場合は行政に通報。
	書類	法令で定められた保守点検の実施が確認できません。	不可不適正	不適正	E.	回数不足・未登録業者もこれを使用。記録について は結果書に有無の記載有。
検	查項目名	清掃				

適正

おおむ ね適正

不可 不適正

特に問題は認められません。

法令で定められた清掃の実施が確認できません。

書類

書類

清掃の実施は確認できますが、清掃記録が確認できません。記録は3年間の保存が義務付けられています。

規定の回数実施されていないが、1年を超えて4箇月以内(全ばつ気 処理方式の場合は6箇月を超えて3箇月以内)の清掃の実施が確認で 営業地域が許可区域外の場合は行政に通報。 きる場合は適正扱いとする。

営業地域が許可区域外の場合は行政に通報。

ガイ ドラ 検査: イン	所見名	判断	総合 判定	判断基準	備考

※ 改善に関するコメント

全体	前回の指摘事項は改善されました。特に問題点は認められません。
全体	上記項目については前回の指摘事項が改善されていません。
全体	上記項目については修理又は改善を計画中です。
全体	上記項目については修理又は改善済です。
全体	上記項目については関係業者が修理又は改善済です。
全体	上記項目については関係業者が改善手配済です。
全体	上記項目については設置者に説明済です。
全体	上記項目については関係業者に連絡済です。
全体	上記項目については保守点検業者が指摘済です。
全体	上記項目については処置済です。
全体	上記項目については応急処置済です。
全体	上記項目については法定検査後、改善済です。

一般社団法人 兵庫県水質保全センター 〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8 TEL 総 務 課 078-306-6020

浄化槽検査課 078-306-6021

環境水質課 078-306-6036 FAX 078-306-6038

URL https;//www.hyogo-suishitsu.jp E-mail kensaka@hyogo-suishitsu.jp

